IV 導入支援制度

■■ 次世代自動車導入のための支援対策(中央省庁等・公的金融機関)■■■

●次世代自動車等の導入に対する支援制度一覧表(平成27年度)

			ריוו איר		対象車種					
	番号	補助制度	FCV	EV/ PHV	CNG	HV	その他	設備	支援内容	窓口
	1	中小トラック運送業者における 低炭素化推進事業					•		中小トラック運送業者における先進 環境対応型ディーゼルトラックの導 入補助	環境優良車普及機構
	2	低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金のうち、物流の低炭素化促進事業(大型CNGトラックを活用した低炭素中距離貨物輸送のモデル構築事業)			•			•	物流事業者等における CNG 充填施設の整備及び大型 CNG トラックの導入の補助 (平成 27 年度は前年度からの継続事業のみを実施)	低炭素社会創出促進協会
	3	環境対応車普及促進対策事業			•	•			トラック・バス事業者における次世 代自動車等の導入又は使用過程車の CNG 車への改造への補助	国土交通省
補助制度	4	地域交通のグリーン化を通じた 電気自動車の加速度的普及促進 事業	•	•				•	トラック・バス・タクシー事業者に おける電気自動車及び充電施設の導 入又は電気自動車への改造への補助	国土交通省
IX.	5	クリーンエネルギー自動車等導 入促進対策費補助	•	•			•		地方公共団体、その他法人及び個人 におけるクリーンエネルギー自動車 の導入への補助	次世代自動車振興センター
	6	次世代自動車充電インフラ整備 促進事業						•	地方公共団体、その他法人及び個人 における充電設備の整備への補助	次世代自動車振興センター
	7	水素供給設備整備事業費補助金						•	法人、個人事業者(地方公共団体含む)における水素供給設備の整備及び新規需要創出活動への補助	次世代自動車振興センター
	8	地域再エネ水素ステーション導 入事業						•	地方公共団体、民間団体及びその他 の法人における再生可能エネルギー 由来の水素ステーション導入への補 助	環境省
	1	自動車重量税の時限的免除・軽 減措置	•	•	•	•	•		環境性能に応じて自動車重量税を時 限的に免除・軽減	_
		自動車取得税の時限的免除・軽 減措置(新車)	•	•	•	•	•		環境性能に応じて自動車取得税を時 限的に免除・軽減	_
税	2	中古車の取得に係る特例(自動 車取得税)	•	•	•	•	•		中古車の取得の際、環境性能に応じ て課税標準から一定額を控除する特 例措置	_
制上の優遇	3	低公害車に係る自動車税・軽自動車税の軽減措置(自動車税・ 軽自動車税のグリーン化)	•	•	•	•	•		平成 27 年度末までに低公害車を新車新規登録した場合、翌年度 1 年間の自動車税・軽自動車税を軽減する等	-
措置	4	グリーン投資減税における所得 税・法人税の優遇措置		•		•	•	•	低公害車や急速充電設備等の取得に 係る特別償却制度又は税額控除措置	
	5	低公害車の燃料供給設備に係る 固定資産税の特例措置						•	燃料供給設備の設置に係る固定資産 税の課税標準の特例措置	_
	6	排出ガス規制基準に適合した特 定特殊自動車に係る固定資産税 の特例措置					•		2014 年基準の基準適合表示の付された特定特殊自動車 (オフロード車)の取得に係る固定資産税の課税標準の特例措置	-
財政投融	1	㈱日本政策金融公庫 中小企業 事業による低利融資		•	•	•	•	•	低公害車や燃料供給設備等の取得に 係る低利融資	烘口未政禁令或八庄
	2	㈱日本政策金融公庫 国民生活 事業による低利融資		•	•	•	•	•	低公害車や燃料供給設備等の取得に係る低利融資	· ㈱日本政策金融公庫

(注意) FCV: 燃料電池自動車、EV: 電気自動車、PHV: プラグインハイブリッド自動車、CNG: 天然ガス自動車、HV: ハイブリッド自動車 その他:水素自動車、クリーンディーゼル自動車、オフロード車(建設機械等)、低燃費かつ低排出ガス認定車、ポスト新長期規制適合車 などを指す。

※詳細は、p.133~139 の対応箇所参照。

●次世代自動車の導入に対する補助制度(平成27年度)

(1)	(1) 中小トラック運送業者における低炭素化推進事業						
目		的	長期経年車から燃費性能の高い環境対応車両への代替を促進し、トラック輸送における CO ₂ 排出削減を図る。				
対	象	者	トラック運送業者(中小事業者に限る。)				
補	助対	象	先進環境対応型ディーゼルトラック				
補	助	率	大型車 100 万円、中型車 70 万円、小型車 40 万円(定額補助)				
問	合せ	先	一般財団法人 環境優良車普及機構 電話:03-5341-4577				

(2)]上に向けた社会システム構築支援基金のうち、物流の低炭素化促進事業
	(大型 C	NG	トラックを活用した低炭素中距離貨物輸送のモデル構築事業)
目		的	大型 CNG トラックを活用した低炭素中距離貨物輸送のモデルの構築に係る事業計画を策定し、これに基づく車両及び設備導入経費を補助することにより、中距離貨物輸送を担う大型トラック輸送の低炭素化を図る。(平成 27 年度は前年度からの継続事業のみを実施)
対	象	者	一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、大型 CNG トラック用天然ガス燃料供給設備を導入する者、ファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業、団体
補	助対	象	大型 CNG トラック、大型 CNG トラック用天然ガス燃料供給設備
補	助	率	導入費用の1/2(上限1億円)
問	合 せ	先	一般社団法人低炭素社会創出促進協会 http://lcspa.jp/

(3)	環境対応	事事	及促進対策事業
E		的	自動車分野における地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進する上で、自動車運送事業者の環境対策の推進を図ることが重要であることから、自動車運送事業者の次世代自動車(CNG 自動車、ハイブリッド自動車)の導入を支援する。
対	象	者	自動車運送事業者等
補	助対	象	(1) CNG トラック・バス、ハイブリッドトラック・バス (2) 使用過程車の CNG 車への改造
補	助	率	(1) 車両本体価格の1/4以内又は通常車両価格との差額の1/3以内(※) ※経年車の廃車を伴う新車購入の場合については通常車両価格との差額の1/2以内 (2) 改造費用の1/3以内
問	合 せ	先	国土交通省 自動車局 バス車両の導入 : 環境政策課 電話:03-5253-8111 (ex.42533) トラック車両の導入:貨物課 電話:03-5253-8111 (ex.41322)

(4)	地垣	技交通	風のグ	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
目			的	電気自動車の普及を図るため、他の地域や事業者による電気自動車の集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的な取り組みを行う自動車運送事業者等に対し、バス、タクシー及びトラックの電気自動車の導入を重点的に支援する。
対	多	Ę	者	自動車運送事業者等
補	助	対	象	電気自動車(プラグインハイブリッド自動車や燃料電池車を含む)及び充電施設の導入
補	助	j	率	(1) 電気自動車(プラグインハイブリッド自動車や燃料電池車を含む。) ※電気自動車への改造も含む バス:車両本体価格の1/2 タクシー・トラック:車両本体価格の1/3 ※燃料電池車:車両本体価格の1/2 (2) 充電施設 バス:車両本体価格の1/2 タクシー・トラック:車両本体価格の1/3
問	合	せ	先	国土交通省 自動車局環境政策課 電話: 03-5253-8111 (ex.42533)

(5)	クリーン	ノエネ	ルギー自動車等導入促進対策費補助
目		的	クリーンエネルギー自動車の普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の 低減を図る。
対	象	者	地方公共団体、その他法人及び個人
補	助対	象	クリーンエネルギー自動車(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動 車等)の導入
補	助	率	同格のガソリン車との差額から、車種ごとに設定された一定額を引いた額の1/1もしくは2/3以内
問	合せ	先	一般社団法人次世代自動車振興センター 電話:03-3503-3782

(6)	次世	代自	動車	元電インフラ整備促進事業
目			的	次世代自動車用充電器の設置に対する補助等の事業を行うことにより設備投資等を喚起するとともに、 次世代自動車の更なる普及を促進し、日本経済の下支えを図る。
対	象		者	地方公共団体、その他法人及び個人
補	助	対	象	充電設備の設置(急速充電設備、普通充電設備)
補	助		率	本体価格及び設置工事費の2/3もしくは1/2以内
問	合	せ	先	一般社団法人次世代自動車振興センター 電話: 03-5501-4415

(7)	水素供約	合設備	整備事業費補助金
目		的	燃料電池自動車に水素を供給する設備の整備を進めることにより、燃料電池自動車の普及による早期の自立的な市場を確立し、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築に資するとともに、関連産業の振興や雇用創出を図る。
対	象	者	法人、個人事業者(地方公共団体及び地方公共団体が出資する法人を含む。連名を含む。)
補	助対	象	水素供給設備一式 (オンサイト方式、オフサイト方式、移動式など)、設計・工事・経費等一式、新規 需要創出等活動支援費一式
補	助	率	整備事業:補助対象経費の1/2 (又は定額)と補助上限額を比べて低い金額 新規需要創出活動支援事業:定額
問	合せ	先	一般社団法人次世代自動車振興センター 電話:03-5501-1562

(8)	地域再エ	ニネ水	く素ステーション導入事業
目		的	再エネ由来の水素ステーションを導入することで、低炭素な水素社会の実現と、燃料電池自動車の普及・ 促進を図る。
対	象	者	地方公共団体、民間団体及びその他の法人
補	助対	象	再生可能エネルギー由来の水素ステーション一式(再エネ由来の発電設備、土工費含む)
補	助	率	補助対象経費の3/4
問	合せ	先	環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 電話: 03-3581-3351 (内線 6577)

●次世代自動車の導入に対する税制上の優遇措置制度(平成27年度)

	[代目動車の導入に対する税制上の優遇措置制度(平成 2 / 年度) 自動車重量税の軽減措置(エコカー減税)	
制度内容	・平成27年5月1日から平成29年4月30日までの間に新車新規検査を受けた場合に、環境性能に 重量税を時限的に免除・軽減。 ※1「免税」が適用された後の初回継続検査等(2回目車検)についても「免税」が適用。 ※2 平成27年度税制改正により減税対象外となる自動車のうち、適用期間中に新車新規登録等を 27年度燃費基準達成車」を取得する場合に限り、本則税率を適用(1回限り)。	
	 ○電気自動車 (燃料電池自動車を含む) ○天然ガス自動車 ・ポスト新長期規制 (NOx) 10% 低減 ○プラグインハイブリッド自動車 ○クリーンディーゼル乗用車 ・ポスト新長期規制に適合した車両総重量 2.5 トン以下のディーゼル乗用車 ○乗用車 ・☆☆☆☆かつ平成 32 年度燃費基準 +20% 達成車 ○軽量車 ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +25% 達成車 ○中量車 ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 (ガソリン車に限る。) ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 (ディーゼル車に限る。) ○重量車 ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 	免除 ※ 1
	 ●乗用車 ・☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準+10%達成車 ○軽量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+20%達成車 ○中量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(ガソリン車に限る。) ・☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+15%達成車(ガソリン車に限る。) ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(ディーゼル車に限る。) ・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+15%達成車(ディーゼル車に限る。) ①重量車 ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 ・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+15%達成車 	75% 軽減
措置内容	 ○乗用車 ・☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準達成車 ○軽量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+15%達成車 ○中量車 ・☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+5%達成車(ガソリン車に限る。) ・☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(ガソリン車に限る。) ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成車(ディーゼル車に限る。) ・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(ディーゼル車に限る。) ・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+5%達成車(ディーゼル車に限る。) ・重量車 ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成車 ・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 	50% 軽減
	 ●乗用車・軽量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+5%達成車 ○中量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準達成車(ガソリン車に限る。) ・☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+5%達成車(ガソリン車に限る。) ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減かつ平成27年度燃費基準達成車(ディーゼル車に限る。) ・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+5%達成車(ディーゼル車に限る。) ①重量車 ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減かつ平成27年度燃費基準達成車 ・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+5%達成車 	25% 軽減
ı	○乗用車・軽量車・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準達成車	本則税率 ※ 2
	(注) ・乗用車:ガソリン乗用車 ・軽量車:車両総重量 2.5 トン以下のガソリンバス・トラック ・中量車:車両総重量 2.5 トン超 3.5 トン以下のバス・トラック ・重量車:車両総重量 2.5 トン超のディーゼルバス・トラック ・金☆☆☆:平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 75% 以上低減させた低排出ガス車 ・☆☆☆:平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 50% 以上低減させた低排出ガス車	· · · · · ·

(2)	自動車	動車取得税の軽減措置(エコカー減税)								
	制度 内容	平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に新車を取得する場合に、環境性能に応じ税を時限的に免除・軽減。	て自動車取得							
		 ○電気自動車 (燃料電池自動車を含む) ○天然ガス自動車 ・ポスト新長期規制 (NOx) 10% 低減 ○プラグインハイブリッド自動車 ○クリーンディーゼル乗用車 ・ポスト新長期規制に適合した車両総重量 2.5 トン以下のディーゼル乗用車 ○乗用車 ・☆☆☆☆かつ平成 32 年度燃費基準 +20% 達成車 ○軽量車 ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +25% 達成車 ○中量車 ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 (ガソリン車に限る。) ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 (ディーゼル車に限る。) ①重量車 ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 	免除							
新車	措置内容,	・☆☆☆☆かつ平成 32 年度燃費基準 +10% 達成車 ○軽量車 ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +20% 達成車 ○中量車 ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車 (ガソリン車に限る。) ・☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 (ガソリン車に限る。) ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車 (ディーゼル車に限る。) ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 (ディーゼル車に限る。) ①重量車 ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車 ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車	80% 軽減							
		 ●乗用車 ・☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準達成車 ○軽量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+15%達成車 ○中量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+5%達成車(ガソリン車に限る。) ・☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(ガソリン車に限る。) ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成車(ディーゼル車に限る。) ・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(ディーゼル車に限る。) ●重量車 ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成車 ・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 	60% 軽減							
		 ●乗用車・軽量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 ○中量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準達成車(ガソリン車に限る。) ・☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+5%達成車(ガソリン車に限る。) ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減かつ平成27年度燃費基準達成車(ディーゼル車に限る。) ・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+5%達成車(ディーゼル車に限る。) ●重量車 ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減かつ平成27年度燃費基準達成車 ・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+5%達成車 	40% 軽減							
		○乗用車・軽量車 ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車	20% 軽減							

	制度 内容	平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに新車購入時以外の取得をする場合に、環境性動車取得税を軽減	性能に応じて自
		 電気自動車 (燃料電池自動車を含む) 天然ガス自動車・ポスト新長期規制 (NOx) 10% 低減 プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車・ポスト新長期規制に適合した車両総重量 2.5 トン以下のディーゼル乗用車・ポスト新長期規制に適合した車両総重量 2.5 トン以下のディーゼル乗用車・発用車・☆☆☆☆かつ平成 32 年度燃費基準 +20% 達成車 軽量車・☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +25% 達成車 中量車・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 (ガソリン車に限る。) 重量車・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成車 (ハイブリッド自動車に限る。) 	45 万円控除
		 ●乗用車 ・☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準+10%達成車 ●軽量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+20%達成車 ○中量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(ガソリン車に限る。) ・☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+15%達成車(ガソリン車に限る。) ●重量車 ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(ハイブリッド自動車に限る。) ・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+15%達成車(ハイブリッド自動車に限る。) 	35 万円控除
中古車	措置内容	 ●乗用車 ・☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準達成車 ○軽量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+15%達成車 ○中量車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+5%達成車(ガソリン車に限る。) ・☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(ガソリン車に限る。) ○重量車 ・ポスト新長期規制(NOx・PM)10%低減かつ平成27年度燃費基準+5%達成車(ハイブリッド自動車に限る。) ・ポスト新長期規制適合かつ平成27年度燃費基準+10%達成車(ハイブリッド自動車に限る。) 	25 万円控除
		 ●乗用車・軽量車 ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車 ○中量車 ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準達成車 (ガソリン車に限る。) ・☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車 (ガソリン車に限る。) ○重量車 ・ポスト新長期規制 (NOx・PM) 10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準達成車 (ハイブリッド自動車に限る。) ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車(ハイブリッド自動車に限る。) 	15 万円控除
		○乗用車・軽量車 ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車	5 万円控除
		 (注) ・乗用車:ガソリン乗用車 ・軽量車:車両総重量 2.5 トン以下のガソリンバス・トラック ・中量車:車両総重量 2.5 トン超 3.5 トン以下のバス・トラック ・重量車:車両総重量 3.5 トン超のディーゼルバス・トラック ・☆☆☆☆:平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 75% 以上低減させた低排出ガス車 ・☆☆☆: 平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 50% 以上低減させた低排出ガス車 	

(3)	3) 自動車税の軽減措置(グリーン化特例)								
(3)									
制	度	内	容	平成28年3月31日までに排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車を新車新規登録した場合、翌年度1年間の自動車税を軽減。また、新車新規登録から一定年数を経過したガソリン車、LPG車及びディーゼル車については、それぞれ経過した年度の翌年度以降の自動車税を重課。					
				・電気自動車(燃料電池自動車を含む) ・プラグインハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車(ポスト新長期規制(NOx)10% 低減) ・クリーンディーゼル乗用車 ・☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準+20%達成車(平成32年度燃費基準達成車に限る)	概ね 75% 軽減				
措	置	内	う 容	勺 容	内 容	内 容	・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 + 20% 達成車(平成 32 年度燃費基準未達成)・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成車	概ね 50% 軽減	
				・ガソリン車又はLPG車:13年超 ・ディーゼル車:11年超 ※電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車(ガソリン車のみ)、メタノール 自動車、一般乗合バス、被けん引自動車を除く。	概ね 15% 重課				
				(注) ・☆☆☆☆:平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 75% 以上低減させた低排出ガス I	Ē.				

(4)	(4) 軽自動車税の軽減措置(グリーン化特例)								
制	度	内	容	平成28年3月31日までに排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい三輪以上の軽自動車について初めて車両番号の指定を受ける場合、翌年度1年間の軽自動車税を軽減。また、初めて車両番号の指定を受けてから一定年数を経過した三輪以上の軽自動車については、経過した年度の翌年度以降の軽自動車税を重課。					
				・電気自動車(燃料電池自動車を含む) ・天然ガス自動車(ポスト新長期規制(NOx)10% 低減)	概ね 75% 軽減				
				○乗用車・☆☆☆☆かつ平成 32 年度燃費基準 +20% 達成車○軽貨物車・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +35% 達成車	概ね 50% 軽減				
措	置	内	容	○乗用車・☆☆☆☆かつ平成 32 年度燃費基準達成車○軽貨物車・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +15% 達成	概ね 25% 軽減				
				・初めて車両番号の指定を受けてから一定年数を経過した三輪以上の軽自動車 ※電気自動車(燃料電池自動車を含む)、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車(ガソ リン車のみ)、メタノール自動車、被けん引車を除く。	概ね 20% 重課				
				(注) ・☆☆☆☆: 平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 75% 以上低減させた低排出ガス	車				

(5) グリーン投資減税における所得税・法人税の優遇措置 制度 プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車(トラック・バス)、電気自動車、急速充電設備の取得に係 内容 る特別償却制度又は税額控除措置 青色申告を行う個人事業者又は法人が、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に上記の対象設備を取得し(補助制度による取得を除く)、その取得の日から1年以内に事業の用に供した場合に、次のいずれか一方を選択できる。 ・普通償却に加えて、基準取得額の30%相当額を限度として償却できる特別償却・基準取得価格の7%相当額の税額控除(資本金1億円未満の法人等に限る。)

(6) 低公害車の燃料供給設備に係る固定資産税の特例措置							
制度 内容	燃料供給設備(天然ガス、水素)の設置に係る固定資産税の課税標準の特例措置						
措置 内容	・平成 28 年度末までに取得した設備の最初の 3 年間の課税標準を 2 / 3 (天然ガスステーション:4,000 万円以上・水素ステーション:1 億 5,000 万円以上)						

(7) 排出ガス規制基準に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の特例措置 制度 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オフロード法)における 2014 年基準の基準適合表示の付された特定特殊自動車(オフロード車)のうち、新基準適用開始日(定格出力が 130kW 以上 560kW 未満のものは平成27年9月30日)前までに取得する際の固定資産税の課税標準の特例措置 ・最初の3年間の課税標準を1/2

内容

●次世代自動車の導入に対する融資制度(平成27年度)

(1))(株) 日:	本政策	策金融公庫 中小企業事業による低利融資
融	資	対	象	株式会社日本政策金融公庫法(平成 19 年法律第 57 号)第 2 条第 3 号に定める中小企業者であって、 環境・エネルギー対策貸付制度要綱の規定に該当する者
内			容	① 低公害車の取得 ハイブリッド自動車:4億円までは特別利率②。4億円超は基準利率。 天然ガス自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又はこれらの燃料供給設備(電気充電設備又は天然ガス充填設備に限る。):基準利率 ② ポスト新長期規制適合車の取得:4億円までは特別利率②。4億円超は基準利率。 ③ 第3次排出ガス対策型建設機械、低炭素型建設機械又は「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」における基準適合表示が付された特定特殊自動車(軽油を燃料とし定格出力が37KW以上560KW未満で2006年基準適合表示が付されたものを除く。)の取得:4億円までは特別利率②、 ③又は基準利率。4億円超は基準利率。 ・基準適合表示の付された特定特殊自動車のうち軽油を燃料として定格出力が56KW以上130KW未満で2014年基準適合表示が付されたもの:特別利率③、 ・基準適合表示の付された特定特殊自動車のうち軽油を燃料として定格出力が19KW以上566KW未満で2011・2014年基準適合表示が付されたもの:特別利率② ・基準適合表示の付された特定特殊自動車のうち軽油を燃料として定格出力が130KW以上560KW未満で2014年基準適合表示が付されたもの:特別利率② ・基準適合表示の付された特定特殊自動車のうち軽油を燃料として定格出力が130KW以上560KW未満で2014年基準適合表示が付されたもの:特別利率② ・国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定された建設機械又は「燃費基準達成建設機械の認定に関する規程」に基づき燃費基準達成建設機械に認定された建設機械で計別利率② ・基準適合表示の付された特定特殊自動車について、担保を徴しない場合には、平成28年3月31日までに貸付契約を行うものに限り、0.4%を控除するものとする(ただし、担保を徴する場合の利率を下限とする)。 ※貸付限度額:7億2,000万円(直接貸付)、1億2,000万円(代理貸付)
問	合	せ	先	・相談センター 電話:0120-154-505 ・全国各支店一覧 http://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html

(2))(株) 日	本政策	策金融公庫 国民生活事業による低利融資
融	資	対	象	環境・エネルギー対策貸付制度要綱の規定に該当する者
内			容	① 低公害車の取得:特利B又は基準利率 天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車又はこれらの 燃料供給設備(電気充電設備又は天然ガス充填設備に限る。) ② ポスト新長期規制適合車の取得:特利B ③ 第 3 次排出ガス対策型建設機械、低炭素型建設機械又は「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」における基準適合表示が付された特定特殊自動車の取得:特利B、C又は基準利率 ・基準適合表示の付された特定特殊自動車のうち軽油を燃料として定格出力が 56KW 以上 130KW 未満で 2014 年基準適合表示が付されたもの:特利C ・基準適合表示の付された特定特殊自動車のうち軽油を燃料として定格出力が 19KW 以上 56KW 未 満で 2011・2014 年基準適合表示が付されたもの:特利B ・基準適合表示の付された特定特殊自動車のうち軽油を燃料として定格出力が 130KW 以上 560KW 未満で 2014 年基準適合表示が付されたもの:特利B ・基準適合表示の付された特定特殊自動車のうち軽油を燃料として定格出力が 130KW 以上 560KW 未満で 2014 年基準適合表示が付されたもの:特利B ・国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定された建設機械又 は「燃費基準達成建設機械の認定に関する規程」に基づき燃費基準達成建設機械に認定された建 設機械:特利B
問	合	せ	先	・事業資金相談専用ダイヤル 電話:0120-154-505 ・全国各支店一覧 http://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html

■■ 次世代自動車導入のための支援(地方公共団体)■■■

●補助制度

們別則反					
	府県・ 町村名	補助制度の名称	補助対象 (車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
北海道	札幌市	札幌市次世代自動車購入 等補助制度	新品として年度内に購入されるのので、市内で使用される以所ので、市内で使用される以下ので使用される以下ので使用される以下ので使用される以下ので使用される。事業に4年月月月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	市民 上記事業者または市民に次世代 自動車をリースする自動車リー ス事業者 ※使用者は市税の滞納のない者に 限る	額の1/10 なお、平成11年度以前に初度登録
	幌延町	幌延町電気自動車等導入 促進補助金	電気自動車及び電気自動車用充電設備の購入	町民(個人)	電気自動車 車両本体価格の 1/6 充電設備 本体価格の1/3
青森県	七戸町	クリーンエネルギー促進 事業費補助金	①電気自動車(EV)、ブラグ・イン・ハイブリッド車(PHV) ②EV・PHV家庭用充電設備	七戸町民、町内事業者	①車両価格の10分の1、限度8 103千円 ②設備費用の5分の4、限度8 103千円
	葛巻町	エコ・エネ総合対策事業 費補助金	電気自動車、プラグインハイブ リッド自動車、ハイブリッド自動 車、燃料電池自動車、クリーン ディーゼル自動車の購入費用		車両本体価格の1/20以内(上限5万円) ※千円未満の端数は切り捨て
岩手県	岩手町	電気自動車普及促進事業 費補助金	電気自動車(ハイブリット車を除く)	町民または町内事業者	車両本体価格(税抜き)の5%、 上限10万円 (町内共通商品券による交付)
	金ケ崎町	金ケ崎町ハイブリットカー購入補助金	町内で生産されたハイブリット カーで新規登録されたもの。ただ し、リース契約によるものは除く。	車を購入し、新規登録の日から起	1台につき5万円を交付。個人は 1人あたり1台、事業者は1業者 あたり1台。
	仙台市	仙台市低床バス車両等導 入事業補助金	○環境対応車(CNGバス、優良 ハイブリッドバス)の導入	市内を運行するバス路線を有する 一般乗合旅客自動車運送事業者	次のいずれか少ない額で、かつ 庫補助額を限度とし、市長が定め る額。 ・環境対応車導入経費の1/4 ・通常価格との差額の1/3
宮城県	大衡村	万葉クリーンエネルギー カー導入促進事業補助金	ハイブリット車、ブラグインハイ ブリット車、電気自動車(平成27 年4月1日以降に新規登録した車両)	衡村に在住している個人。世帯員	村内に所在する工場で生産された 補助対象車両 6万円 軽自動車(補助対象車両)2万円 それ以外の補助対象自動車 3万円 ※新規登録した日から2か月以内が必要。 ※1人1回限り
	つくば市	クリーンエネルギー自動 車購入補助	①電気自動車【EV】 ②ブラグインハイブリット車【PHV】 ③ビークルトウホームシステム【V2H】 ④ミニカー	個人(市民)	①100,000円 ②50,000円 ③100,000円 ④10,000円
茨城県	神栖市	電気自動車普及促進事業補助金	電気自動車·電気自動車急速充電 設備	家庭·事業所	電気自動車:税抜き車両本体価村の1/10で上限20万円電気自動車急速充電設備:税抜き設備本体価格1/5で上限75万円
	美浦村	美浦村地球温暖化対策機 器設置等補助金	電気自動車 プラグインハイブリッド車	村内在住の者	電気自動車: 1 台あたり10万円 プラグインハイブリッド車: 1 台 あたり5万円
栃木県		栃木県電気自動車等充電 設備設置事業費補助金	普通充電設備(スタンド型のみ) の設置・リース	日光市、那須塩原市又は那須町等 で旅館業等を営む者その他知事が 適当と認めるもの	
איויגייי		栃木県電気自動車等導入 事業費補助金	電気自動車、プラグインハイブ リッド自動車の導入・リース	日光市、那須塩原市又は那須町等 で旅館業等を営む者その他知事が 適当と認めるもの	上限額は42万5千円。
	足利市	定利市電気自動車購入費 補助金	四輪自家用電気自動車の購入 (リースは対象外)	市民	5万円/台
栃木県	佐野市	佐野市電気自動車購入支 援補助金	・四輪以上の電気自動車(PHV 等は対象外) ・リースの場合は、普通自動車及 び小型自動車にあっては6年以 上、軽自動車にあっては4年以 上のリース契約であること	市民	3万円/台

	府県・ 町村名	補助制度の名称	補助対象 (車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
	日光市	日光市電気自動車等充電設備設置費補助金	一般社団法人次世代自動車振興センターの次世代自動車充電インフラ整備促進補助金の補助対象設備として指定された充電設備を新たに設置する場合の急速充電器の設置 ②普通充電器の設置 ②普通充電器の設置 ※不特定多数の者の利用に供することができること	市内に事業所を有し、1年以上業務を継続している法人または個人 (自動車製造又は販売業者並びに電気供給事業者を除く)で、市税及び公共料金の滞納がない者	額(税抜)の1/6 上限50万円 ②本体価格及び設置工事費の合計
		日光市住宅用電気自動車 等充電設備設置費補助金	電気自動車等に充電するための充電設備(充電コンセント等)で、入力電力が200Vの充電設備の新たな設置	市内に住所を有する個人・法人でEV・PHVを新たに取得又はリースし、自らの使用のために設置する者で、市税及び公共料金の滞納がない者	本体価格及び設置工事費の合計 (税抜)から他の補助金等を控除 した額の1/2 上限5万円
栃木県	小山市	小山市クリーンエネル ギー自動車購入費補助金	・電気自動車・ブラグインハイブリット自動車・クリーンディーゼル自動車	 市内の自動車販売店にて対象自動車を新車購入した者 車検証に登録した日において、引続き6ヶ月以上住民基本台帳に登録されていた者 市税等の滞納がない者 	電気自動車3万円、それ以外は2万円
	大田原市	大田原市クリーンエネルギー自動車購入費補助金	次の要件を全て満たすもの ①クリーンエネルギー自動車(電 気自動車、燃料電池車及びプラグインハイブリッド自動車)の新車であること。 ②エンジンで発電した電力を車両外部に供給できる機能を有すること(プラグインハイブリッド自動車に限る)。 ③使用の本拠の位置が市内であること。	次の要件を全て満たす方 ①市内に住所を有する方 ②自家用自動車として使用する目 的で、補助対象車両を新車で購入 する方 ③同一世帯の方を含め、市税など を滞納していない方	1 台当たり10万円 ※補助金の交付は 1 人 1 台まで
	みなかみ町	みなかみ町電気自動車等 充電設備設置費補助金	電気自動車等の充電設備の設置 (1)200Vの普通充電設備(100V の普通充電設備は不可) (2)急速充電器(中速充電器を含む)	町内の宿泊事業者および観光振興 に資する事業者	設置する充電設備の購入費及び設置工事費の合計額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の全部。ただし、補助金の上限は4万円。
群馬県	明和町	明和町低公害車購入費補助金	ス自動車、メタノール自動車、	低公害車を自ら使用するために購入した個人で、引き続き1年以上 明和町内に住所を有している者	一台につき、車両本体価格(※値 引き後)の2パーセントに相当す る額 限度額5万円
		さいたま市低公害車普及促進対策補助金	①天然ガス自動車の導入(含改造) ②優良ハイブリッドバス(定員11 人以上)・トラック(車両総重量 3.5t超) ※緑ナンバーのみ	市内に使用の本拠を置く補助対象 車両を導入する者	【補助対象経費】 補助対象車両の本体価格と通常車 両本体価格との差額 (CNGの改造にかかる必要経費) 【上限額】 ①補助対象経費の1/4 (幼稚園 バスは1/2)以内 ②パス:40万円 トラック:(最大積載量4t以上): 40万円 トラック:(最大積載量4t未満): 20万円
埼玉県	さいたま市	さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金	①四輪車以上の電気自動車で、搭載している電池がリチウムイオン電池であり、かつ、電気自動車用急速充電器の利用が可能なもの②四輪車以上のグラグインハイブリッド自動車で、搭載する電池がリチウムイオン電池であるもの3四輪車以上の燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの	たま市内に事務所又は事業所を	①電気自動車: 7万円 ②プラグインハイブリッド自動車: 5万円 ③燃料電池自動車: 50万円
		さいたま市ハイパーエネ ルギーステーション整備 事業費補助金		市内の事務所又は事業所において、不特定多数の者が利用できる 急速充電器又は普通充電器を設置 し、災害時においても充電等が行える施設とする事業者	本体価格及び設備工事費の合計額 (税抜)の1/3 上限 700万円
		さいたま市ハイパーエネルギーステーションS整備事業費補助金	水素供給設備の設置	市内の事務所又は事業所において、不特定多数の者が利用できる 水素供給設備を設置する事業者と は個人で、一般社団法人次世代 動車振興センターが行う水素供給 設備整備事業費補助金の交付決定 を受けた者	本体価格及び設備工事費の合計額(税抜)の1/4 上限9,000万円

都道施市区區	 対県・ JT村名	補助制度の名称	補助対象 (車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
	熊谷市	熊谷市低公害·低燃費軽 自動車導入奨励事業補助 金	1日に新車登録をし、平成27年度 熊谷市軽自動車税の対象となる (1)~(4)いずれかの軽自動車 ※	対象軽自動車の平成27年度熊谷市 軽自動車税を完納した納税義務者 で、申請時点において継続して対 象軽自動車を所有又は使用しており、熊谷市税等を完納している方	かかる平成27年度熊谷市軽自動車 税納付済額。なお、対象者一人
	行田市	行田市電気自動車等導入 費補助金	電気自動車 (EV)、プラグインハ イブリッド自動車 (PHV) の導 入	市民、市内に本社、支社又は事業 所を有する法人	【補助額】 一律10万円
		所沢市スマートエネル ギー補助金 (家庭用)	エコカー(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池 自動車)の購入・リース ※中古品又は自作品でないもの ※リース契約の場合には、4年以上の契約期間を設けているもの	次の要件を全て満たすもの ①自らが居住する市内の住宅に補助対象事業を実施する者 ②補助金の申請時又は実績報告時 に所沢市に住民登録されている者 ③補助金の申請時及び実績報告時 に市税の滞納がない者 ④同一の事業について、市のその 他の補助金の交付を受けていない 者	・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車:一律10万円 ・燃料電池自動車:一律50万円 ・燃料電池自動車:一律50万円 ※三世代が同居し、日常生活を営んでいる場合には補助金額の20%を加算する。 ※市内事業者と契約を結び、その事業者から領収書等の発行を受けられる場合には、補助金額の10%を加算する。
埼玉県	所沢市	所沢市スマートエネルギー補助金(事業者用)	器、普通充電器、充電コンセント)の設置 ※中古品又は自作品でないもの ※神助金の交付の申請をうけた日までに市内において1年以上継続して事業を営んでいる事業所において使用するもの ※リース契約の場合には、8年以上の契約期間を設けているもの ※不特定多数の利用が可能であるもの(急速充電器のみ)	又は法人 ②埼玉県地球温暖化対策推進条例 第12条の適用を受けない者 ③補助金の申請時、実績報告時に 市税の滞納がない者 ④同一の事業について、市のその 他の補助金の交付を受けていない 者 ⑤個人にあっては、実績報告時に 本市の住民基本台帳に記録されて	補助対象経費の5分の1 (上限額200万円) ※「所沢市企業立地支援条例」に基づく認定を受けた事業の場合には、上限額を100万円加算する。
	東松山市	東松山市電気自動車等導入補助金	電気自動車、プラグインハイブ リット、電動バイク(第1種電動 原付2輪・4輪)の導入・リース	・市民及び市内に本社または事業所がある法人。・上記の市民及び事業者に貸与する自動車リース業者	・電気自動車 1 台につき15万円・プラグインハイブリット自動車 1 台につき10万円・電動バイク 1 台につき 3 万円
	上尾市	上尾市省エネ対策推進奨励金	電気自動車または、電動バイクの購入(リース契約含む)	上尾市内に住所を有し、 かつ市税を滞納していな いもの	電気自動車購入費用の1/2か5 万円のいずれか少ない額 電動バイク購入費用の1/2か1 万円のいずれか少ない額
	草加市	草加市地球温暖化防止活 動補助金	次世代自動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブ リッド自動車)	①実績報告書提出時において、住 民基本台帳に記載されている者 ②市税を滞納していないこと	1 件10,000円
	戸田市	戸田市電気自動車等導入 費補助金	次世代自動車、電気自動車用充電 設備、V2Hの導入	個人、事業者	EV (15万円)、PHV (10万円)、 FCV (50万円)、V2H (5万円)、 電気自動車用充電設備(導入費用 の1/3。上限50万円)
	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市電気自動車等普 及促進事業奨励金	①電気自動車の導入(新車)に伴う当該電気自動車の充電設備の設置及び備品の購入 ②電気自動車の導入(新車)	市民及び市内事業者	①上限10万円 ②定額 7万円 いずれもつるがしま元気クーポン 券にて交付
	杉戸町	次世代自動車普及促進対 策補助金	次世代自動車の導入	個人	1 件50,000円

公害ごみ収集車導入事			
ムロこの水米十分ハチ	・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車		補助対象車両本体価格と通常車両
公害車導入事業	 ・天然ガスバス ・ハイブリッドバス ・使用過程にあるディーゼル車を 天然ガスバスに改造した車両 ・天然ガストラック ・ハイブリッドトラック ・使用過程にあるディーゼル車を 天然ガストラックに改造した車 両 	国土交通省の「低公害車普及促進 対策費補助金(環境対応車導入事 業)交付要綱」に定める補助対象 事業者であり、かつこの補助金の 交付を受ける者	
戸市クリーンエネル 一自動車導入補助金	駆動される電動機を原動機とする自動車で、自動車で電気」と記載されているもの・車両に搭載された電池によりまれる電動機を原動機とする自動車で、自動車で、自動車の燃料の種類が「その他」と記載されかつ備考欄に「燃料 水素」と記載されているもの。	(新車に限る。)を購入又は賃貸借 (リース)すること。 2.自動車検査証において、位置 の住所及び使用と。 規登録されたる。 3.自動車検査証に新規登録されたる。 3.自動車検査証に新規登録されたる。 3.自動車検査証に新規登録されたる。 4.住民基本台帳に記斬者であること。 4.住民基本台帳に記斬者であること。 4.住民基本台帳に記斬者であること。 5.市税を帯入団排写とと。 5.市税を滞入のは以ば、第2、成第3、6.松戸市条する[事業者に必要等に成立る所のは、2、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、	燃料電池自動車:1台につき50,000円
素供給設備設置費補助	代自動車振興センターから「水素 供給設備整備事業費補助金(燃料 電池自動車用水素供給設備設置 助事業)交付規程」に基づく「水 素供給設備整備事業費補助金交付	2.松戸市暴力団排除条例(平成24 年松戸市条例第2号)第2条第3 号に規定する(事業者にあっては、 事業者の役員等(法人である場合 は役員又は支店若しくは営業所の	300,000円を超える場合は300,000
る低公害・低燃費車導 促進補助	で、都内に使用の本拠地を置く車両		・補助率:車両本体価格と通常車 両価格の差額から国の補助額を 除いた額の1/2 ・補助限度額:2,500千円
事業者等に係る低公	ラックで、都内に使用の本拠地を	 都内に事務所を有する中小企業、個人事業者で、一般貨物自動車運送事業者及び第二種貨物利用運送事業者 前者に車両の補助対象車両のリースを行うリース事業者 	 補助率:車両本体価格と通常車両価格の差額から国の補助額を除いた額の1/2 補助限度額:最大積載量4t未満164千円、最大積載量4t 以上571千円
公害·低燃費車導入促 補助	両総重量3.5t以下の車両を除く)		車両総重量8 t 超 200千円 車両総重量3,5 t 超 8 t 以下 100千円
京都ハイブリッド塵芥 導入促進補助	ハイブリッド塵芥車で、都内に使用の本拠地を置き、最大積載量が4 t 未満で自家用に供される車両	 都内に事務所又は事業所を有する中小企業及び個人事業者で、産廃エキスパート又は産廃プロフェショナルの認定を現に受けている事業者 前者に車両の補助対策車 	・補助額:通常車両との価格差の 1/2 ※通常車両との価格差: 国土交通 省の「低公害車普及促進対策費補 助金に関する運用方針」で定める 額 ・補助限度額:最大積載量4t未
万一	戸一自動車 プラス (本) では、 (本	・ハイブリッドの車をでは、一大の大力を関する。 では、大力のでは、か	・ハイブリッドバス ・使用趣程にあるディーゼル車を 天然ガストラック ・アポカストラック ・アポカストラック ・伊川遊程にあるディーゼル車を 天然ガストラック ・伊川遊程にあるディーゼル車を 天然ガストラック ・伊川遊程にあるディーゼル車を 天然ガストラック ・伊川遊程にあるディーゼル車を 天然ガストラックに改造した車 両人 (新年に限る。) を購入又は賃貸信 を表しているの動車で、自動車で、自動車を侵重によりる が新れているのも ・動車で、自動車で、自動車でを開発した。 る意動車で、自動車で、自動を検査によりる ・動車で、自動車で、自動を検査によりる ・動車で、自動車で、自動を検査によりる ・動車で、自動車で、自動を検査によりる ・動車で、自動車で、自動を検査によりる ・動車で、自動車で、自動を検査によりる ・動車で、自動車で、自動を検査によりる。 ・ 自動車では解別が「電気」と記 ・ 自動車を検査によりる ・ 自動車を持定した。 ・ を表しているもの ・ もの。 (自動を検査によりな) (1) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4

都道和市区町		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
		分散型電源として活用可 能な次世代自動車の普及 促進事業	【電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車】 都が定める外部給電が可能な電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車で、都内を使用の本拠すること 【ビークル・トゥ・ビルシステム】 都が定めるビークル・トゥ・ビルシステムで、補助対象者が事業を営む都内の建物において設置し、補助対象自動車と当該建物との間で電力を相互に供給するものであること。	・都内に事務所又は事業所を有する中小事業者、個人事業者・前者に車両の補助対象車両のリースを行うリース事業者	【電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車】 ・補助率:(一社)次世代自動車振興センターが交付額として算出する額の1/2 ・補助限度額:電気自動車250千円、ブラグインハイブリッド自動車200千円【ビークル・トゥ・ビルシステム】1システムあたり100千円(助成対象自動車を2台以上購入し、助成対象自動車と同時申請の場合に限る)参照URL: http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/energy/tochienergy_suishin/promotion/electric.html
		燃料電池自動車導入促進事業	燃料電池自動車(平成26年12月26日から平成28年3月31日までの間に初度登録された自動車)であった。自動車検査証における使用の本拠と所有者の住所が都内にあること。	る民間事業者(大企業を含む) 及び個人 ・前者に車両の補助対象車両の リースを行うリース事業者	一般社団法人次世代自動車振興センターが定めるクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程に基づき算定する補助金交付額の2分の1の額
東京都		燃料電池自動車用水素供給設備整備事業	都内で設置される定置式の水素供給設備、水素は、都内のみで運用状況を関係、又は、都内のみで運用状況を設備に付随して必要となるとして別に定めを含む。)の全要件を満たすもして別に定めを含む。)の大世代自動車では、一位、大力では、自動車では、一位、大力では、一位、一位、大力では、一位、一位、一位、一位、一位、一位、一位、一位、一位、一位、一位、一位、一位、	者又は中小事業者とする。 1 (一社)次世代自動車振興センターが実施する「燃料電池自動車無明車 東用水素供給設備設置補助事業」に係る補助金の交付決定を受けていること。 2 定置式の水素供給設備を都内に設置し、又は移動式の水素供給設備を都内のみで運用すること。	4 を乗じた金額から国補助交付額を差し引いた金額・中小事業者・助成対象経費の合計金額から国補助交付額を差し引いた金額 〈移動式の水素供給設備〉助成対象経費の合計金額から国補助交付額を差し引いた金額 ※水素供給能力等により、上限額が定められています。
		東京都区市町村における 燃料電池自動車の導入促 進事業	都内区市町村が導入する燃料電池 自動車(平成26年12月26日から平 成28年3月31日までの間に初度登 録された自動車)	区市町村と燃料電池自動車に係る	(一社) 次世代自動車振興センターが、クリーンエネルギー自動車等 導入促進対策費補助金交付規程に 基づき算定する補助金交付額と同 額とする。
	港区	港区新エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成制度	①一般社団法人次世代自動車振興センターが次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金の補助対象機種として指定し、公開している充電設備 ②未使用のもの	業者・個人事業者」 ※ただし、次世代自動車充電イン	①急速充電設備 ・機器本体価格の1/4(上限500,000円)※ ・上限基数1器 ②普通充電設備 ・機器本体価格の1/4(上限100,000円)※ ・上限基数5器 ※上限金額は、1基あたりの助成上限額
	品川区	低公害車買換え支援事業	低公害車を購入する経費の一部 (利子補給金と信用保証料補助金) を助成する。	両を購入し、かつ、都の利子補給	利子補給金は、利子と都の利子補 給金との差額とする。 信用保証料補助金は、信用保証料 と都の信用保証料補助金との差額 とする。
東京都	荒川区	荒川区地球温暖化防止及 びヒートアイランド対策 事業助成金	電気自動車・住宅間相互電力供給 装置(V2H)設置	区民(個人)・区内事業者	接続する電気自動車の蓄電池容量 1キロワットアワーあたり1万円 (上限10万円) 【主な条件】 ・太陽光発電又は家庭用燃料電池 装置(エネファーム等)と併設 し接続をすること ・HEMSと併設し、接続をする こと ・電気自動車の使用場所住所が、 本装置から供給される電力の使 用場所と同一であること。
	葛飾区	かつしかエコ助成金	リッド自動車の導入	区民、区内中小企業者·社会福祉 法人·学校法人等	《補助率》一般社団法人次世代自動車振興センターが交付額として 算出する額の1/4 《補助限度額》25万円
	三鷹市	三鷹市中小企業公害防止 設備資金借入れに対する 利子補給制度	所有しているディーゼルトラック 又はディーゼルバスの廃車に伴う 同等程度の車両(低公害車又は九 都県市指定低公害車で、車両総重 量35トン以下のディーゼル自動 車を除く。)への買換えで、市長 が認定したもの。	き続き1年以上行い、かつ市民税	補助率 支払利子の2/3 (借入金額の合計が2000万円以内、年利2パーセント以内)

都道府 市区田		補助制度の名称	補助対象(車両·燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
		創省エネルギー化助成制 度	次世代自動車導入(電気自動車、 プラグインハイブリッド自動車、 燃料電池自動車)	市民及び市内事業者(小規模企業 者)	補助限度額 【市内事業者で購入】 電気自動車、プラグインハイブ リッド自動車: 70,000円 燃料電池自動車: 140,000円 【市外事業者で購入】 電気自動車、ブラグインハイブ リッド自動車: 50,000円 燃料電池自動車: 100,000円
東京都	羽村市	創省エネルギー化助成制 度	次世代自動車エネルギー供給設備 (電気自動車、燃料電池自動車、 天然ガス自動車等の駆動に必要な エネルギーを供給する設備)	市民及び市内事業者(小規模企業者)	補助限度額 【市内事業者が施工】 200,000円 【市外事業者が施工】 140,000円
		環境配慮型トラック購入 費助成	優良ハイブリッドトラック	個人、法人及び個人事業者	【助成額】 購入した環境配慮型トラックの車体本体価格と、これと同種の大気 汚染防止法等による最新の排出市 ス規制に適合するトラックの車 本体の価格との差額分のうち、国 及び東京都等の補助助成金額を除いた額の2分の1 【助成上限額】 100,000円
神奈川県		神奈川県燃料電池自動車導入補助金	燃料電池自動車の導入・リース	(1)個人(神奈川県内に1年以上 在住する個人) (2)個人事業者(神奈川県内に事 務所又は事業所を有する個人) (3)法人(神奈川県内に事務所又 は事業所を有する法人(国と地方 公共団体は除く。))	○補助対象者 補助事業を実施し、かつ補助対象の燃料電池自動車の自動車検査 証に記載される所有者となる者。 の燃料電池自動車を導入する場合にあっては、当該燃料電池自動車 の使用者となる者。 ○限度額 1,010,000円
	横浜市	横浜市水素供給設備整備事業費補助金	固定式水素ステーション	(1)経済産業省補助金又は環境省補助金の交付決定通知書の交付を受けた法人または個人。 (2)横浜市内で水素供給設備の整備を行う方。 (3)市税の滞納がない方。 (4)交付決定通知後に、工事着手、工事契約、工事代金の支払いを行える方。	補助対象経費の範囲において上限額7,000万円とし補助対象経費と国補助金との差額を比べて低い金額。 複数の申請希望書を受理したときは、おのおのの希望補助金額を上限として、予算額をおのおのの希望補助金額に応じて按分することで補助金額を算出。
		横浜市低公害車等普及促進対策費補助金	燃料電池自動車の導入	必要条件を満たす市民及び事業者 必要条件を満たす市民及び事業者にリースを行うリース事業者	• 補助上限額 50万円/台 • 補助予定台数 10台
	川崎市	低公害車導入助成金	1 天然ガス自動車 2 ハイブリッド自動車(車両総 重量3.5トン超) 3 使用過程のディーゼル車を天 然ガス自動車へ改造した自動車	事業者 •上記がリースで使用する際の	1、2 20万円 最大積載量 4 トン未満: 1、2 40万円 最大積載量 4 トン以上: 3 30万円
神奈川県		電気自動車等購入奨励金(事後申請)	次のすべてに該当するもの ・4輪以上の電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)で、搭載する電池がリチウムイオン電池であり、かつ、電気自動車用急速充電器の利用が可能であること。 ・自動車検査証の「使用の本拠の位置」が市内であること。	1.市内に在住する個人であって市	50,000円(一律)
	相模原市	燃料電池等購入奨励金(事前申請)	【燃料電池自動車】 次のすべてに該当するもの ・ 4 輪以上の燃料電池自動車で、 搭載した燃料電池で発電し、電 動機の動力リーンエネルギー自動車 等導入促進対策費補助金の対象 であること。 ・ 新車であること。 ・ 自動車検査証の「使用の本拠の 位置」が市内であること。	対象自動車の自動車検査証上の所有者であって、次のいずれかに該当する者1.市内に引き続いて1年以上在住する個人であって市民税に未納がないこと2.市内に引き続いて1年以上事務所がある法人又は個人事業主であって法人市民税に未納がないこと(個人事業主にあっては代表者の市民税に未納がないこと)3.上記1又は20者に貸与するた	500,000円 (一律) 【燃料電池自動車用外部給電器】 [{本体価格+設置工事費(共に消費税除く)}ー国等の補助相当額]
			【燃料電池自動車用外部給電器】 次のすべてに該当するもの ・燃料電池自動車から電気を外部 へ供給する設備であること。 ・国の次世代自動車充電インフラ 整備促進事業費補助金の対象で あること。 ・新品であること。	めに対象自動車を購入するリース 事業者で、市民税又は法人税にに 未納がないこと。(ただし、月々	

都道序 市区8	守県・ 订村名	補助制度の名称	補助対象 (車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
		電気自動車導入費補助金	市内で生産または出荷された電気 自動車の導入・リース	市内に事業所を有する事業者	1 台につき20万円
		家庭用電気自動車購入費 補助金	市内で生産・出荷された電気自動 車の導入(リースは対象外)	市内に住所を有する個人	1 台につき 5 万円
	横須賀市	電気自動車用充電器設置費補助金	電気自動車用充電器の設置	市内に充電器を設置する事業者等	本体価格+工事費から国庫補助等 を差し引いた額の4/5 ・急速 上限100万円 ・普通、PCS、課金装置 上限 50万円
		環境設備機器設置費補助 金	市内で生産された電気自動車専用 のPCSの設置	市内の住宅にPCSを設置する個 人	1 件につき 5 万円
	平塚市	平塚市電気自動車購入補助金	四輪以上で、搭載する電池がリチウムイオン電池であり、かつ、電気自動車用急速充電器の利用が可能なもの(新車に限る)	本市内に引き続き1年以上住所 を有する個人または事業者。 本市内に保管場所を有する個人 又は事業者に電気自動車のリース をする事業者。	電気自動車と同種:同格の一般のガソリン内燃機関自動車の本体価格(消費税及び地方消費税を除く)の差額の2分の1以内とし、1台につき5万円。
	鎌倉市	鎌倉市住宅用再生可能工 ネルギー・省エネ機器等 設置費補助金	○電気自動車充給電設備 ・電気自動車への充電及び電気自動車から在宅への電力の供給が可能な機器で、かつ経済産業の「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金」の対象となる設備 ○電気自動車 ・4輪以上の車両で自動車検査証における燃料の種類が「電気」と記載されているもの。	○電気自動車充給電設備 ・市内の住宅にHEMSと併せ て、設備を設置する者 ○電気自動車 ・電気自動車を新車として購入し た、市内在住の個人または市内 に事務所・事業所をもつ法人	○電気自動車充給電設備 ・上限2万円 ○電気自動車 ・1台あたり2万円
	藤沢市	藤沢市電気自動車導入助 成制度	搭載されたリチウムイオン電池によって駆動され、電動機を原動機とする検査済み自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されているものであり、かつ、国から導入等補助金を受けられる車両	事業所若しくは事務所を有する事業者 2 1の市民又は事業者にリース	1台 100,000円
神奈川県	小田原市	地球温暖化対策推進事業費補助金		1年以上前から市内に住所を有す	【電気自動車】 購入の補助金額は、車両価格と国の定める基準額との差の1/3に補助率(個人15%、法人7.5%)を乗じて得た額。 賃借の補助金額は、5年以上の契約の場合は購入と同額とし、3年以上5年未満の契約の場合は、購入入額に3/5を乗じて得た額。(1万円未満切り捨て)。上限額は、個人5万円、法人3万円。
	茅ヶ崎市	電気自動車購入費補助事業	①4輪以上の電気自動車(搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で自動電検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されているもの)であること。②使用の本拠の位置が茅ヶ崎市であること。	人 ②市内に1年以上事務所又は事業	1 台につき¥75,000
	海老名市	海老名市環境保全対策支援事業補助金	電気自動車、急速充電可能ハイブ リッド自動車、燃料電池自動車の 導入・リース(申請は導入前) ※急速充電可能ハイブリッド自動 車は、CHAdeMO規格急速充電 器対応のものが対象。	(1) 新規に補助対象車両を購入・ リースをする方 (2) 市内の自宅または事業所に補助対象車両を設置(保管)する方 (3) 市税及び国民健康保険税(民健康保険加入者のみ)の未納がない方	電気自動車:15万円/台 急速充電可能ハイブリッド自動車:5万円/台 燃料電池自動車:40万円/台
	座間市	電気自動車購入助成事業	電気自動車	市内に 1 年以上住所を有する個人 市内に 1 年以上事業所を有する事 業者	1 台につき 5 万円。 ただし、市内で生産されたリチウムイオン電池を搭載する電気自動車は10万円を加算。
		電気自動車急速充電器設置助成事業	急速充電器	市内に 1 年以上事業所を有する事 業者	補助対象経費から、国・県等の補助額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額。上限25万円。
	綾瀬市	綾瀬市電気自動車購入補 助金交付事業	電気自動車の新規購入	 市民、法人市民税の申告をしている市内事業者 市税(個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税及び延滞金)に未納がないこと 	1 台につき100,000円
	寒川町	寒川町電気自動車導入補助金		町内に1年以上居住している個人 又は、町内に事務所等を有する法 人若しくは個人事業者	1 台につき50,000円 補助予定件数: 0 件(27年度は予 算なし)

都道和市区開		補助制度の名称	補助対象 (車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
	大磯町	大磯町住宅用スマートエ ネルギー設備導入費補助 金(電気自動車充給電器)	• 電気自動車への充電及び電気自動車から住宅への電力の供給が可能な機器で、かつ、経済産業省の「次世代自動車インフラ整備促進事業費補助金」の対象となる設備	・町内の自ら居住するための住宅 (店舗、事務所等との併用住宅 及び共同住宅を含む)に新たに 設備を設置する事業	補助に要する経費から国及び県の
	大井町	大井町電気自動車等購入 費補助金 大井町電気自動車用急速	電気自動車用急速充電設備(定格		電気自動車 5万円 電動バイク 1万円 5万円
		充電設備設置費補助金 電気自動車等購入費等補 助金		内に所在している者) 町税等に滞納がないこと 町内在住1年以上の個人又は、町 内に事業所を有する事業者で、町	平成28年度まで 雷気自動車 5 万円
神奈川県		79) 311.	動機を原動機とする四輪車以上自動車(急速充電器利用可能なもの)の購入又はリース電動バイク:搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする原動機付自転車の購入		電動バイク2万円
	箱根町	電気自動車用普通充電器設備設置費補助金	補助対象とする充電器設備は、電 圧200V用コンセント付電気自動 車普通充電スタンド(自立タイプ・壁掛けタイプ)とする。	て観光客を対象として事業を行う 事業者で、観光施設等を開設し、 経営している法人であることま た、町税等に滞納がないこと及び	補助金額は、充電器設備設置費用の2分の1以内の額とし、補助限度額を5万円とする。ただし、補助限度額を5万円とする。ただし、動金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる
	湯河原町	湯河原町電気自動車導入 補助金	電気自動車の購入・リース	当該自動車を新規導入し3年以上 利用する予定があり、徴税等滞納 がない、町内に1年以上在住の個 人または事業者	1台につき5万円(年度内1世帯 (事業者) 1台まで)
	清川村	電気自動車等導入補助事 業	電気自動車及びプラグインハイブ リット車の導入・リース	村内に住所を有する個人及び村内 に本店もしくは主たる事務所等を 有する事業所	電気自動車等 1 台につき、個人 50,000円、法人30,000円を補助
		新潟県電気自動車関連産 業育成事業補助金	【補助対象経費】 県内に本社が所在する事業者が県 内において行う、ガソリン自動車 等から公道走行可能な電気自動車 への改造に要する経費	県内の個人または企業等の法人	1 台あたり30万円
新潟県		新潟県電気自動車等利用 促進事業補助金	【補助対象】 次の①又は②のいずれかに該当する充電設備の整備 の蓄電機能や給電機能を有する普通充電設備・急速充電設備の整備 ②電気自動車メーカーと連携して電気自動車の利用シーンを具体化した取組を行う急速充電設備の整備	地方公共団体、法人格を有する民間団体または個人事業者	補助対象経費の1/2以内 ただし、急速充電設備1基設置あたり100万円、普通充電設備1基 あたり20万円を補助上限
			【補助対象経費】 補助対象団体等が県内で行う充電 設備の整備に要する次の経費 ①電気自動車等に充電するための 充電設備及び付属品の購入費 ②①により購入した充電設備の設 置に直接係る工事費		
新潟県		長岡市電気自動車等導入 事業補助金	電気自動車、プラグインハイブ リット車の新規購入、リース	・電気自動車、プラグインハイブ リット車を新規購入する市内事 業者	算定基準額 × 1/3 (千円未満切り捨て) ※1 補助上限額 10万円 ※2 算定基準額は、(一社)次
	長岡市			• 市内事業者へ新規登録の電気自動車、ブラグインハイブリット車をリースするリース事業者	※2 昇足登年額は、(一位)が 世代自動車振興センターが公表す るクリーンエネルギー自動車等導 入促進対策費補助金事業実施細則 の別表1に掲載される補助金交付 上限額
	다 1년에 오다	長岡市圧縮天然ガス自動 車導入事業補助金	CNG車(バイフューエル車を含む)の新規購入、リース	CNG車を新規購入する市内事業者 市内事業者へ新規登録のCNG車をリースするリース事業者	(営業車) CNG車両の本体価格と通常車両 価格との差額から他団体の補助金 の額を控除した額の1/3以内
				ハテルロ	(自家用車) CNG車両の本体価格と通常車両 価格との差額の1/2以内

都道府県 · 市区町村名		補助制度の名称	補助対象 (車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
新潟県	柏崎市	新潟県柏崎市電気自動車等購入補助金	電気自動車、プラグインハイブ リット自動車の導入・リース	・本市に住所を有する個人 ・本市に事務所若しくは事業所を 有する法人又はリース取引により自動車を賃貸する事業者で、 市内の個人又は事業者に貸し付けるもの	補助金交付額は一般社団法人次世代自動車振興センターが定めるクリーンエネルギー自動車等期別別を当所を開発した。 1に掲げる大力・カーンエネルギー自動車等期別別を対した。 1に掲げる大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大
	十日町市	十日町市改造電気自動車 開発支援事業補助金	ガソリン自動車等の改造に要する 経費のうち、改造キット代、部品 代及び工賃とする(消費税等を除 く)。		改造電気自動車1台ごとに補助対象経費の5分の1以内。30万円を 上限とする。
	佐渡市	クリーンエネルギー補助 事業	EV、PHV	市民	次世代自動車振興機構の補助の 30% 上限25万5千円
	刈羽村		電気自動車、プラグインハイブ リッド自動車、クリーンディーゼ ル自動車の購入	刈羽村内の個人	一般財団法人次世代自動車振興センターが公表する、クリーンエネルギー自動車導入補助事業の補助金交付組一覧の補助金交付上限額とする。(上限:30万円)
		富山県立山環境配慮バス 改造費補助制度	自動車NOx・PM法の基準に適合しないバスへの排出ガス低減装置の取付。	立山有料道路等においてバスを運 行する県内のバス事業者	【補助対象経費】 排出ガス低減装置の購入費及び取付費用(消費税及び地方消費税を除く。) 【補助率】 1/4 【限度額】 50万円
富山県		人にやさしいエコバス推 進事業費補助金	主として富山空港を連絡する路線の運行の用に供する車両とし、次のすべての要件を満たすものとする。(1)低公害バスであること。(2)低床バスであること。(3)新車であること。(4)知事が別に指定する外装とすること。(5)知事が別に指定するパンフレット及びチラシ等を車内に常置すること。(6)その他知事が必要と認める要件。		【補助対象経費】 当該車両の実購入費(車両本体及 び運行に必要な附属品の価格の合 計から消費税を除いた額)から備 忘価格として1円を控除した額 【補助率】 1/4 【限度額】 1台あたり7百万円
		富山県低公害バス導入促 進事業費補助金	環境保全の目的を達成するため知事が特に必要と認めた地域における路線に対し、低公害バスを購入する事業		【補助対象経費】 同種の一般のバスとの差額及び付 属品に係る経費として知事が認め た額 【補助率】 1/6

都道施市区	 対果・ JT村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
富山県	富山市	平成27年度富山市電気自動車用充電設備設置補助事業	の場合、漏電対策及び防水対策が 講じられていること。課金装置の 場合、既存の充電設備に新たに設 置するものであること。 (2)市内に設置される充電設備または課金装置であること。 (3)末使用の充電設備または課金 装置であること(中古設備はは不可)。 (4)既存の充電設備または課金 養置の更新ではないこと。 (5)充電設備または課金装置の更新ではないこと。 (5)充電設備または課金装置の関による情報に進するもので市長が指定するものの変付を受けていないこと。 (6)次世代自動車充電インフラ整備と で、世代自動車充電インフター備促 進事業において補助対象機器とと。 で認定されている機器であること。	市内に充電設備を設置した事業者	【補助率】 次世代自動車振興センターの補助 率等によって異なるため、HPを 参照してください。 【限度額】 次世代自動車振興センターの定め る事業によって異なるため、HP を参照してください。 ※参照URL http://www.city.toyama. toyama.jp/kankyobu/ kankyoseisakuka/ ondankataisakukikaku/ dennkijidousyajyuudennsetubi_27. html
	おおい町	おおい町電気自動車導入等促進事業	電気自動車、プラグインハイブ リッド自動車 充電設備整備	・町内に住所を有する個人・町内に主たる事務所又は事業所を有する法人及び個人事業者	(電気自動車等購入) 国のクリーンエネルギー自動車等 導入促進対策費補助金業務実施細 期別表 1 補助金交付上限額の欄に 規定する金額の 1 / 4 の額とし、 20万円を限度とする。 (充電設備整備) 設置工事費の 1 / 2 の額とし、5 万円を限度とする。
福井県	越前市	越前市電気自動車導入促 進事業補助金	電気自動車の導入・リース ※急速充電設備が利用可能である こと ※導入の場合、市内の販売店等で 購入すること ※リースの場合、契約期間が4年 間以上であること	市内に住所を有する個人又は市内 に主たる営業所若しくは事務所を 有する事業者	クリーンエネルギー自動車等導入 促進対策費補助金交付上限額の1 /8以内の額(上限12万円)
	高浜町	高浜町電気自動車購入補 助金交付要綱	電気自動車の導入	町民、事業者	国の補助金業務実施細則別表第1 の補助金交付上限額の4分の1以 内の額(上限20万円)
	池田町	子育て世代エコカー購入 支援事業	エコカー減税対象者	中学生以下の子供がいる保護者	5年分の自動車税(または軽自動 車税)を町内で使える商品券で支 給
山梨県		環境にやさしいバス普及 促進事業費補助金	CNGバス、優良ハイブリットバス	一般乗合旅客自動車運送事業者	国交省「低公害車普及促進対策費補助金(環境対応車導入事業)」 との協調補助による。 【補助率】 次の額の少ない率 ・車両購入価格の1/8 ・経年車の廃車を伴う新車導入では通常車両価格との差額の 1/4、新車のみの導入では差額の1/6 【限度額250万円】
		山梨県水素ステーション 設備設置事業費補助金	燃料電池自動車等へ水素ガスを供給する設備を整備する者	法人、個人事業者等	【補助率】1/4 (設置費用から国庫補助を差し引いた額の1/2) 【限度額】9,500万円
		山梨県燃料電池自動車導 入支援事業費補助金	燃料電池自動車	個人、個人事業者、法人	【補助率】 1/6 (国のCEV補助金で規定する基準額の1/6以内) 【限度額】50万円
	軽井沢町	軽井沢町電気自動車等普及促進事業	(リース) 契約(長野ナンバーに限る)	始日)において、町内に継続して 1年以上住所を有している個人の 方及び町内に継続して1年以上家 屋である別荘を所有している で、いずれも既に納期限が到来し た町税を滞納していない方	
長野県	+ ± 777 // \\ \\ \ \	軽井沢町電気自動車用急 速充電器設置事業	条第1項の規定に適合する充電設備)のうち、電気自動車に充電するための機器であって、商用電源から充電用の直流電力を作り出す	は法人で、申請日において、町内 に継続して1年以上住所又は事務 所若しくは事業所を有しており、 既に納期限が到来した町税を滞納	
	御代田町	御代田町新エネルギー導 入奨励金	ガス自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車、電気自動車、メタ		

都道府市区田	 対果・ J村名	補助制度の名称	補助対象 (車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率·補助限度額等
	松本市	松本市電気自動車等普及 促進補助金	クリーンエネルギー自動車等導入 対策費補助金(CEV補助金)の 対象となる電気自動車	市民又は市内法人(税の滞納がないこと) ※暴力団員等を除く	CEV補助金の5%相当額
長野県	長野市	長野市生活路線パス低公 害車両購入費補助金	市内バス路線に用いる優良ハイブ リッド・ノンステップバスの新車 車両購入費 ※1 窒素酸化物の排出量が10% 以上低減、粒子状物質の排出量が 50%以上低減された車両 ※2 台数用件 1事業者当たり 単年度2台以上	一般乗合旅客自動車運送事業者	購入価格と通常車両価格との差額 に 1 / 4 を乗じて得た額
	原村	原村電気自動車等導入補助金	電気自動車、プラグインハイブ リッド車の新規導入	個人 ・新規に購入した者で自動車検査 証の氏名又は名称欄に申請者が 記載されている者 ・1 年以上原村に在住している者 ・村及及び上下水道料金等、村へ の納付金に滞納がない者 ・村内に保管場所があること	電気自動車、プラグインハイブ リッド車 1 台当たり 5 万円
岐阜県	大垣市	大垣市次世代自動車充給 電省工本設備導入事業補 助金	て、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。 ①外部電源設備(100 V、1,500 W の出力で電力を取り出せること) ②V2H(NeVが補助金交付の	年4月1日以降に自ら所有する次世代自動車に外部電源設備を導入、あるいは外部電源付き次世代自動車を購入した者、または自宅	①②とも各50千円/件
	富士市	市民温暖化対策事業費補助金	に揚げる自動車であって、経済産 業大臣が定めるクリーンエネル ギー自動車等導入対策費補助金要	方。 さらに、条件として富士市が家庭 における温暖化対策として進める 「低炭素型生活10か条」に取組み、	
静岡県	富士宮市	創エネ・蓄エネ機器等設 置費補助事業		市税の滞納がなく、機器の設置に関して市の他の補助金を受けない人。	設置費用から国庫補助を差し引い た額の 1 / 2 上限 50,000円
	袋井市	新エネルギー機器導入促 進奨励金	非営利目的で購入した初年度登録 の①クリーンエネルギー自動車(E V車、PHV車、天然ガス自動 車、メタノール自動車) ②電動機 付自転車		車両購入に要した費用の2分の1 以内(①上限2万円、②上限5千円)
	裾野市	裾野市新エネルギー機器 設置事業補助金	電気自動車等充電器の設置 ※国補助対象機器のうち、住宅等 向け電力供給機能を有するものに 限る	市民、集会所、事業所	一律50,000円
	湖西市	湖西市新エネルギー及び 省エネルギー機器導入支 援補助金	電気自動車・PHV	過去 1 年以上前から継続して市内 に在住している市民	車両本体価格の10%、上限10万円
	御前崎市	新エネルギー・省エネル ギー機器導入促進補助金	初度登録のクリーンエネルギー自動車(EV車、PHV車、メタノール自動車、天然ガス自動車)で自家用のもの	市内に住所を有する方で、市税等 滞納がない方	1 台当たり 4 万円
愛知県		低公害車導入促進費補助金		旅客・貨物運送事業者、中小企業 等の事業者、自動車リース事業者	

	 苻県・ 町村名	補助制度の名称	補助対象 (車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
		要知県水素ステーション整備費補助金	一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する水素供給設備整備事業補助金(燃料電池自動車制水素供給設備設置補助事業)(以下、NeV補助金」という。)の交付申請を行った設備、又は、環境省が実施する地域再エネ水素ステーション導入事業(以下、「境省補助金」という。)の交付申請を行った設備	平成27年2月以降にNeV補助金の交付申請を行った者、又は、環境省補助金の交付申請を行った者	補助率 補助対象経費の1/4
愛知県		愛知県水素ステーション 需要創出活動費補助金	水素ステーションにおける需要創 出活動費(運営費) 土地賃借料等、機器予備品の購 入費、水素燃料の購入費、水素製 造用原料費	以下の(1)(2)をともに満たす者。 (1)愛知県内に設置され、市販の燃料電池自動車に充填可能な水ある ステーションの運用を行っている 者、又は、今年度中有に行う見込 みのある者。移動式水素ステーションの場合は、愛知県内のみ、 又は、主として愛知県内で運用する者。 (2)当該水素ステーションにおいて、潜在的なユーザーに対する広な、需要喚起活動や、水素ステーションの利便性確保に必要な活動を行っている者。	定額補助とし、補助上限額を5,500 千円とする。
	名古屋市	最新規制適合自動車代替 促進事業	車齢8年超の送迎用自動車(定員11人以上)から天然ガス自動車、最新排ガス規制に適合する軽油・ガソリン・LPガスを燃料とする自動車等への買い替え、終ただし、軽油・ガソリン・LPガスを燃料とする自動車については、旧車が平成16年排ガス規制以前の車両であること。	学校教育法、児童福祉法、社会福祉法、医療法に該当する施設を持つ法人	
	豊橋市	電気自動車等購入補助金	電気自動車 プラグインハイブリッド自動車 燃料電池自動車	個人 中小企業の事業者 個人及び事業者に貸与するリース 事業者	車両本体価格の5% 上限:電気自動車7万円、プラグインハイブリッド自動車4万円、燃料電池自動車20万円
		住宅用充電設備導入補助 金	電気自動車又はプラグインハイブ リッド自動車に充電するための設備	個人	設置に係る費用の1/4 上限:2万5千円
		電気自動車等充電設備購入補助金	次世代自動車充電インフラ整備促 進事業補助金の補助対象となる急 速充電設備及び普通充電設備	不特定多数の者が利用できる駐車 スペースに設置する法人又は個人 の事業者	購入費の1/4 上限:急速充電設備50万円、普通 充電設備10万円
		電動バイク購入補助金	電動バイク(原付四輪含む)	個人 中小企業の事業者 個人及び事業者に貸与するリース 事業者	車両本体価格の5% 上限:3万円
		電動バイク用充電設備導 入補助金	電動バイクを充電するための設備で、100ボルト又は200ボルトの接地極付き屋外コンセントで防雨型のもの	スペースに設置する法人又は個人	補助対象設備設置費用の1/4 上限:5千円
愛知県	岡崎市		電気自動車、プラグインハイブ リット車、燃料電池自動車	市内に1年以上本社・支社・支 店・営業所をおく事業者、市内に 1年以上住所を有する個人	補助対象経費に100分の5を乗じた額 (上限)電気自動車、プラグイン ハイブリット車 10万円 燃料電池自動車 30万円
	碧南市	スマートハウス設備設置 費補助金制度	住宅用次世代自動車充給電設備	自ら居住する碧南市内の住宅に設 備を設置する方	経費(機器費と工事費)の5% 上限10万円
	刈谷市	低公害車購入費補助事業	燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車 事 ※事業用のプラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車は、排気量1800ccに限る。	【個人】 車検証の登録年月日の6ヶ月以 上前から引き続き市内に住所を有 し、刈谷市内を使用の本拠とする 低公害車を非単開入した人。 る目的で新車購入した人。 からの転入者のうち、海外・転出 に市内に住所を有していた者で、 通算して6ヶ月以上市内に住所を 有しているものを含む。) 【事業者】 市内に事務所又は事業所を有	本体価格から差し引いた額の1/10 (上限50万円) 【事業者】車両本体価格と一般社団法人次世代自動車振興センターが定める該当車両の基準額との差額に11/12を乗じて得た額を、車両本体価格から差し引いた額の1/10 (上限40万円) ※1,000円未満の端数金額は切り
				※個人、事業者共に市税の滞納がないもの。	・電気自動車、プラグインハイブ リッド自動車 【個人】補助率1/10(上限30万円) ※1,000円未満の端数金額は切り 捨て 【事業者】補助額15万円
					・天然ガス自動車、ハイブリッド 自動車 【個人】【事業者】補助額5万円
					※ただし、1事業者につき1年度 1台まで。

都道施 市区田		補助制度の名称	補助対象 (車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
	刈谷市	超小型電気自動車購入費補助事業	搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする、道路運 連申両法施行規則(昭和26年運輸 後年中両法施行規則(昭和26年運輸 省令第74号)の規定による型式転 定を取得した第一種原動機付自 車であり、かつ、道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定によ る普通自動車に該当するもの。	【個人】標識交付証明書の標識交付年月日前6ヶ月以上引き続き市内に上引き続き市内に上引き続き市内のを使用の本部をする超小型電気目的で新車購入した人。(海外からの転入者のをしていた者で、海外転出前に市内に住所を有しているものをもしていた住所を有しているものをお。) 【事業者】市内に事務所又は事業所をののより、超小型電業所に対する事業の用に供するため購入する事業をののより、事業者は、事業者は、事業者は、事業者は、事業者は、事業者は、事業者は、事業者は	補助率 1/10 (上限 7 万円) ※1,000円未満の端数金額は切り 捨て ※ただし、1 事業者につき 1 年度 1 台まで。
	豊田市	平成27年度豊田市エコファミリー支援補助金	・プラグインハイブリッド車 ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・超小型電気自動車 ※当該年度内に新規購入、新車登録された車両であること	個人	①PHV・EV 車両本体価格(税抜き)の5%(上限15万円) 充電設備設置に対して最大5万円 の上乗せ補助 外部給電設備設置に対して最大5万円の上乗せ補助 ②FCV 車両本体価格(税抜き)の5%(上限33.5万円) 外部給電設備設置に対して最大5万円の上乗せ補助 ③超小型EV 車両本体価格(税抜き)の5%(上限3.5万円)
愛知県		平成27年度事業者向け次 世代自動車普及促進事業 補助金	・プラグインハイブリッド車 ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・燃料電池自動車 ※当該年度内に新規購入、新車登録された車両であること ※主に事業者自らが豊田市内で使用する車両で豊田ナンバーであること ※自動車検査証に記載された所有者と使用者が異なる場合は、使用者の住所が豊田市内であること	事業者	車両本体価格(税抜き)の5%(上限15万円) ※PHV・EVを購入した方に限り当該年度に充電設備を設置した場合上乗せ5万円の補助 ※当該年度に外部給電設備を設置した場合上乗せ5万円の補助
	安城市	次世代自動車購入費補助金制度	EV,PHV,FCV、超小型電気自動車	事業者、個人 ※この他詳細の条件あり	1) EV・PHV 車両本体価格が200万円以下: 10万円 車両本体価格が200万円を超える: 15万円 2) FCV 1 台50万円 3) 超小型電気自動車 1 台4万円
		燃料電池自動車用水素供給設備整備費補助金制度	燃料電池自動車用水素供給設備の 整備	1) 平成27年度愛知県水素ステーション整備費補助金交付要綱の交付決定を受けた水素供給設備を市内に整備しようとする者2) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有しない者	県補助要綱に基づく補助金の額に 2分の1を乗じて得た額(上限 7,500万円)
	安城市	燃料電池自動車用水素供 給設備需要創出活動費補 助金制度	水素供給設備の運用を通じて行う、潜在的なユーザーに対する広報、需要喚起活動又は水素ステーションの利便性確保に必要な活動	1) 平成27年度愛知県水素ステーション需要創出活動費補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を要綱に基づく補助金ので付決定を設備で需要創出活動を行う者2) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有しない者	じて得た額とする。ただし、275 万円又は県補助要綱の規定により 補助対象経費として算定された額 から県補助額を控除した額のいず れか低い額を限度とする。
	西尾市	西尾市低公害車普及促進 事業補助金	電気自動車、プラグインハイブ リッド自動車の購入	事業者、個人	1 台あたり10万円。ただし、1 世帯または1 法人につき10台を限度とする。
	稲沢市	稲沢市燃料電池自動車普 及及促進	燃料電池自動車(FCV)	市内在住の個人または中小企業等で、燃料電池自動車(FCV)を新車購入された方	1 台につき上限25万円、予算の範 囲内で補助
	新城市	車導入促進費補助金	初度登録された電気自動車又はプ ラグインハイブリッド自動車	①初度登録のあった補助対象自動車を自ら使用する目的で購入するものであること。ただし、別点法(昭和38年法律159号)に東京、2契約により補助対象自動車のであること。では、1000円である。1000円であること。2初度登録時点で一切といる者のである。2初度登録時点で一切である。2初度登録時点で一切である。2初度登録時点で一切である。2初度登録時点で一切である。20一世帯で過去に同様の補助金を受けていない者	補助対象自動車一台につき、一律 70,000円
	日進市	日進市地球温暖化対策機 器設置補助金	電気自動車充給電設備	【個人】自ら居住している市内の 住宅に設置する者	5万円(一律)

都道府市区田	 闭果· T村名	補助制度の名称	補助対象 (車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
	田原市	田原市電気自動車等購入 補助金	電気自動車、プラグインハイブ リット自動車、燃料電池車	市民及び市内事業者	車両本体価格に100分の5を乗じ て得た額 上限10万円
	みよし市	みよし市低公害車普及促 進事業補助金		入し、新車登録時点で6ヶ月以上	車両本体価格の5% 燃料電池自動車 350千円 電気自動車、プラグインハイブ リッド自動車 150千円 ハイブリッド自動車、超小型電気 自動車 50千円
愛知県	幸田町	幸田町次世代自動車購入費補助金交付要綱	次世代自動車(燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車)の導入	的で新車購入したこと ②新車登録日の1年以上前から町 内に住所を有し、かつ、現に町内 に住所を有していること	車両本体価格(税抜)の10%(千円未満切捨て)限度額個人10万円、事業者5万円 交付限度台数 当該年度個人1
三重県		天然ガス自動車普及促進事業	天然ガスバス、天然ガストラック の購入 使用過程ディーゼル自動車の天然 ガス自動車への改造	一般東合旅客自動車運送事業者、 一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、中小企業者、中小企業者、その他これらに準ずるものとして知事が認定した者	【補助率】 (1)購入 (バス) ―般車との差額の1/6 (トラック) ―般車との差額の1/6 (2)改造 (バス、トラック) ―般車との差額の1/6 【限度額】 (1)購入 (バス) 166.6万円/台 (トラック) 車両総重量3.5t超 ・最大積載量4t以上 ・最大積載量4t末満 13.4万円/台 (2)改造 (バス) 「66.6万円/台 (トラック) ・最大積載量4t以上 50.4万円/台 ・最大積載量4t以上 50.4万円/台
三重県	川越町	川越町低公害車購入費補助金	電気、天然ガス、メタノール、ハ イブリッド自動車の購入	新車登録時点で2年以上町内に住所を有する個人若しくは2年以上町内で同一事業を営む者。	
京都府		京都府電気自動車等導入促進対策補助金	電気自動車(EV)、プラグインハ イブリッド自動車(PHV)	府内のタクシー事業者、レンタカー事業者及び貨物運送事業者(リース導入も含む)	【補助率】 一般社団法人次世代自動車振興センター補助金の1/2(ただし、自動車車検証の使用者の住所が京都市内の場合(以下「京都市内の場合」という。)は1/4) 【補助限度額】 EVの場合 420千円 (京都市内の場合 210千円) PHVの場合 210千円 (京都市内の場合 105千円)
		策補助金	電気自動車,プラグインハイブ リッド車	物運送事業者(リース導入も含む)	一般社団法人次世代自動車振興センター補助金の1/4程度 (上限 EV21万円/台, PHV10.5万円/台)
京都府	京都市	電気自動車等用充電設備設置補助金		①広く市民が利用できる場所に充電設備を設置する事業者、個人 ②電気自動車等を用いたカーシェ アリングに利用するために共同住 宅等に充電設備を設置する事業 者、個人	本体価格の1/4(上限10万円)
		低公害車普及促進事業補助金	天然ガス自動車, ハイブリッド自 動車	市内の中小貨物運送事業者(リース導入も含む)	基準車両との差額の1/4 または 基準改造費の1/4 上限:25万円

都道府	 守県・ 订村名	補助制度の名称	補助対象 (車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
		中小企業環境対策設備導入促進補助金(略称:舞 グリーン・プラス)	低公害車(事業用に限る)導入 ※電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低排出ガス認定かつ低 燃費車	中小企業地球環境対策特別融資 (略称:舞グリーン)を利用して 設備を導入した市内の中小企業	対象設備の導入費用に5%を乗 じて得た額(千円未満切捨) 補助限度額:100万円
京都府	舞鶴市	舞鶴市電気自動車・電力供給設備導入支援補助金	(電気自動車) 一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネー自動車振興センターの存足 対策費補助金(電気自動車等導入費補助等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等等	下記の条件を全て満たす舞鶴市民 ・主に舞鶴市内で使用すること ・市税の滞納のない者 ・家庭で使用すること(事業用は対象外) ・自動車車検証に所有者または使用者として記載されている者	電気自動車 限度額15万円 電力供給設備 補助率 1 / 3 限度額10万円
		スマートハウス化支援事業	センターが行う平成26年度補正 予算次世代自動車充電インフラ 整備促進事業において補助対象 機器として登録されている未使	及び住宅用エネルギー管理システム(HEMS)と併設する者。	
大阪府	堺市	堺市低公害車普及促進対策費補助金	環境対応車(CNGバス及び優良 ハイブリッドバス)の新規導入	市内で既に路線バスを運行している路線バス事業者	補助対象経費(車両本体価格(新車の改造によりで環境対応車域対応車域対応車域対応車域対応)である場合に要する経費で含得た額ででは、費を得た額車では、要する場合にである。ただし、ついては、一条を乗びて場合では、当なる事連のでは、当なるでは、対対では、当なるでは、対対では、対対では、は、対対では、対対では、は、対対では、は、対がでは、は、対がでは、は、対がでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
			使用過程車のCNGバスへの改造		補助対象経費(CNGバスへの改造に要する経費)に補助率1/6を乗じて得た額以内とする。
	泉大津市	大津市エコハウス認定奨励金	ドカー含む)	市民	奨励金5万円電気自動車(プラグインハイブリッドカー含む) を含む本市が定める要件(3つのエコハウス設備を設置)を満たす家屋を「エコハウス」と認定し、その所有者に対し奨励金を交付する。
	八尾市	八尾市低公害車普及促進 対策費補助金	<低公害車の導入> ●新車の導入 (CNGパス、CNGトラック) ●改造 (使用過程にあるディーゼル車の CNGパス及びCNGトラックへ の改造)	事業者	10,000円
,		低公害車導入補助事業	低公害車(天然ガス、ハイブリッド、メタノール、電気)の購入又 はリース		市町補助額の1/2 (限度額100万円)
		ディーゼル車への排出ガス低減装置装着助成事業	大型バス又は車両総重量 8 トン以 上のトラックの排出ガス低減装置 の導入		補助率 1 / 4 (限度額35万円)
兵庫県		運送事業者への低公害車 普及促進補助事業	CNGバス、総重量 2.5トン超のCNGトラック、ハイブリッドバス及び総重量 3.5トン超のハイブリッドトラックの購入又はリース	民間運送事業者及びリース事業者、市町	 一般車との差額の1/3 (廃車ない) 一般車との差額の1/2 (廃車あり) 神戸市・姫路市・尼崎市・西宮市については協調(市の補助額の1/2) ※国土交通省の補助を受けることが要件

都道河市区田	 守県・ 订村名	補助制度の名称	補助対象 (車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
兵庫県		(淡路地域) 平成27年度 電気自動車等導入補助 EVタクシー・レンタカー 等導入補助制度		両に施すこと 1.タクシー事業者であること 2.レンタカー事業者であること	・導入する電気自動車等 1 台当たり上限50万円(但し、国補助金(クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金)の額に20万円を加えた額以内) ・普及啓発ラッピング施工経費20万円(但し、施工に要した額以内)
	神戸市	神戸市次世代自動車普及 促進補助制度	神戸市内に使用の本拠を置く、次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及びCNG自動車)の導入・リース。ただし、ハイブリッド自動車及でCNG自動車にあっては、乗用を除く。また、国との協調補助による。	を有する法人又は個人事業者、あるいは左記事業者に補助対象車両をリース契約により貸出しするリース事業者(ただし、公法人、独立行政法人、田又は地方公共団体が50%以上出資する法人等を含	の補助対象車両に該当する場合は、本体価格と通常車両の本体価
	尼崎市	グリーンビークル導入補 助事業	電気自動車、プラグインハイブ リッド自動車及び燃料電池自動車 の購入・リース	市内に事務所又は事業所を有する個人又は表人、又それら変約により質出しずるとのでは、現立のでは、またが、は、現立のでは、またが、対し、は、、は、、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	・電気自動車(自動車検査証の用途が乗用及び貨物に限る。): 25万円 ・プラグインハイブリッド自動車(自動車検査証の用途が乗用に限る。): 15万円 (注)自家用(白ナンバー及び黄色ナンバー)のみを対象。 ・燃料電池自動車(自動車検査証の用途が乗用及び貨物に限る。): 60万円 ・のの方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方
兵庫県	尼崎市	尼崎市電気自動車等用充 電設備設置補助制度	急速充電設備	市内に急速充電設備を設置するための土地又は建物を所有する市内 事業者又はそれらを対象とした リース事業者(土地又は建物の所 有者の承認を受けて、急速充電 備を当該土地又は建物に設置する ことのできる権原を有するものを 含む。)	の補助額の2分の1(上限額:
	西宮市	西宮市エコ・エネルギー設備導入促進補助事業	電気自動車の導入・リース ・電池によって駆動する電動機を 原動機として搭載した検査し、 HV、PHV、PHEVは除く。 ・リース契約の場合はその契約期 間が4年以上であること。	使用者は個人または事業者市内であって、 かつ使用の極端を開かれるでであって、 あって有者と金銭消費していること。 使用者は市内に事務所又は事業のはり。 使用者は市内に事務所又は事業のはり、 使用者は市内に事務所又は事業のは、 地間があって、者とのは、 大団体を除く、) する。 であって、者と。 は明本を除く、) 有名銭消費し、契約のはり、一人で約のであるが、一人で約のであるが、一人で約のであるが、しまって、 の場合し、前者ので約のである。とだし、という。という。という。という。という。という。という。という。という。という。	5万円(一律)
	芦屋市	芦屋市低公害車普及促進 助成制度	いずれも新車に限る。 ・燃料電池自動車 ・電気自動車 ・ハイブリッド自動車(バス及びトラックに限る。)	市内に事務所または事業所を有す る個人及び法人で、初度登録時か ら市内に使用の本拠の位置を置く	車体本体等の価格に100 分の5 を乗じて得た額 (上限額 10 万円)

都道施市区間	 府県・ 町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
兵庫県		加西市電気自動車導入補助金	一般社団法人次世代自動車振興センターが定めるクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程第3条第2号に規定する電気自動車(側車付二輪自動車及び原動機付自転車を除く)であること。	次のいずれかに該当する方 ・加西市に住所を有する個人又は個人事業主であって、市税等を滞納していない者 ・加西市に事務所又は事業所を有する法人であって、市税等を滞納していない者 ・加西市に事務所又は事業所を有するが、加西市に住所を有さない個人事業上であって、市税等を滞納していない者 ・前各号に掲げる者に対して電気自動車を貸与するリース事業者	1 台当たり一律10万円
	加西市	グリーンハウス建築促進補助制度	電気自動車(EV)又はプラグインハイブリッド車(PHV)。ただし、宅地引渡し日以降に購入したもの。	次の各号をすべて満たす者とする。 (1)自らが居住するための住宅(店舗と兼用する住宅を含む。)に第一次の 条第1項に規定するは形発、同項に規定するほか、別表別 同項に規定するるほか、別表別 同項に規定するが、別表別 3に定めるグリーンポイント以 31に定めるグリーンポイント 20)市に納付すべき税、公共料金 等を滞納していない者 (3)電力会社と電灯契電力段分差に が配西市暴力団にとの が加西市暴力団、同年的 4(4)その属する世帯の構成(平成第1 号に規定するる暴力団」、以は同年の 号に規定する暴力団」、以は同年の 号に規定する暴力団」で接触 ないこと。	30万円
	篠山市	篠山市新エネルギー・省 エネルギー普及促進補助 金		(家庭用) ・自ら居住する市内の住宅又は居住しようとする市内の新築住宅に補助対象事業を実施する方・補助金の請求時に、篠山市の存民基本台帳に記録されている方・補助金の申請時及び請求時に市税の滞納がない方 (自治会等用) ・集落の公民館等の活動拠点に補助対象事業を実施する自治会、まちづくり協議会又はこれらの派任団体として市長が認める団体	車両本体購入費・充電ケーブル設置費の 1 /10 (上限額:5万円)
		篠山市新エネルギー・省 エネルギー普及促進補助 金	E V車(電気自動車)PHV車、PHE V車(プラグインハイブリッド自動車)F C V車(燃料電池車)クリーンディーゼル車		車両本体購入費・充電ケーブル設置費の 1 /10 (上限額:5万円)
奈良県		スマートハウス普及促進事業補助金	家庭における再生可能エネルギーの利用やエネルギーの効用やエネルギーの効率的利用及び省エネルギー対策を促進するため、以下のスマートハウ方を対した。 は備を設置しようとする方を対して、補助金を交付します。 に、補助金を交付します。 スマートハウス関連設備 ①定置用動車が指置池 ②電の表別を指置池 ②電の表別を対します。 ③家庭用燃料電池 ③水区の表別を対します。 ③家庭用燃料電池 ④HEMS ⑤太陽熱利用システム(自然循環型) ⑥太陽熱利用システム(強制循環型) ⑥太陽熱利用システム(補助熱源型) ⑥太陽熱利用システム(補助熱源型) ⑥太陽熱利用システム(補助熱源型) ⑥太陽熱利用システム(強制循環型) ⑥太陽熱利用システム(自然循環型) ⑥太陽熱利用システム(対した電環型)のより、を目的にしたでいませんに 「こした支重車の充電器(V2日対に 型のみ)を補助対象設備としてい	個人	定額(電気自動車充給設備につい ては10万円上限)
奈良県	奈良市	奈良市低公害車タクシー 導入促進補助制度 奈良市優良ハイブリッド	るので、間接的にEVの普及拡大 の支援につながると考え記載しま す。 ①電気自動車タクシー ②ブラグインハイブリッドタク シー ③ハイブリッドタクシー 優良ハイブリッドバス	奈良市内に事務所または事業所を 有する一般乗用旅客自動車運送事 業者 奈良市内に事務所または事業所を	① 1 台につき50万円上限 ② 1 台につき25万円上限 ③ 1 台につき10万円上限 1 台につき500万円上限
		バス普及促進事業費補助 制度		有する一般乗合旅客自動車運送事 業者	

	 道府県・ 区町村名	補助制度の名称	補助対象 (車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
鳥取県		とっとりEVカーシェア 事業補助金		カーシェア運営事業者(県内に事業所のある法人など)	補助率:3分の2(2,000千円/台·年) 補助機関:3年間
岡山県		岡山県EV普及加速化促 進事業補助金	・給電機能付き充電器に対応する 電気自動車やプラグインハイブ リッド自動車 ・給電機能付き充電器 ※車と充電器を併せて導入・リー スすること	・個人 ・企業等 ・リース事業者	・自動車 定額5万円 ・給電機能付き充電器 定額5万円
	岡山市	・岡山市住宅用スマート エネルギー導入促進補 助事業		・岡山市内に居住し、住所を有する個人(リースにより導入・設置した場合を含む) ・上記の個人に対し、補助対象車両又は設備を貸与するリース事業者	・電気自動車・プラグインハイブ リッドの導入 車両本体価格から国等の補助金を 控除した額の1/3 上限額:10 万円 ・V2Hの設置 機器費及び設置工事費から国等の 補助金を控除した額の1/3 上 限額:10万円
		・岡山市事業所用スマートエネルギー導入促進 補助事業	• 電気自動車・プラグインハイブ リッドの導入	岡山市内に事務所または事業所を有する法人等(リースにより導入した場合を含む) 上記の法人等に対し、補助対象車両を貸与するリース事業者	•電気自動車・プラグインハイブ リッドの導入 車両本体価格から国等の補助金を 控除した額の1/3 上限額:10 万円
岡山県		倉敷市電気自動車等導入 促進補助金交付要綱	1 電気自動車等(電気自動車又はブラグインハイブリッド自動車)の購入・リース 2 電気自動車用充電設備(電気自動車等へ電気を充電するための設備)設置購入・リース	1 次のいずれかに該当するものア)交付申請の日前1年以上継続して本市に住所を有する個人イ)本市に事務所又は事業所を有する法人(国又は地方公共団体を除く。)又は個人事業者ウ)リース業者で、ア)又はイ)の者を対象に電気自動車のリースを行うもの	1 電気自動車の購入 ・電気自動車 1 台あたり20万円 (本体購入費が20万円未満の場合は当該購入額) ・上限20万円 2 電気自動車用充電設備の設置 ・設置費用(購入費及び設置工事 費)から国庫補助を差し引いた
	倉敷市			2 本市において不特定多数の者 が利用できる駐車場所に電気の自動 車用充電設備(未使用品に限る。) を新たに設置する法人(国又は地 方公共団体を除く。), 個人事業者 若しくは個人又はリース業者でこ れらの者を対象に充電設備のリー スを行うもの	額の1/2(1,000円未満の端数は切り捨て) ・急速充電設備は上限50万円、その他は上限10万円。
		総社市電気自動車導入助	電気自動車	※1,2いずれも市税の滞納がない こと 登録日から起算して1年以上前か	新車 1 台につき10万円
	総社市	成金 美咲町クリーンエネル	低公害事の道 λ	ら引き続き総社市に住所を有する 個人または企業 個人(登録年月日を基準日とし、	振興センターからの補助金の 1/
	美咲町	ギー自動車導入促進補助事業	B21-947(1 年以上引き続き町に住所を有する者)	
広島県	広島市	進対策費補助金	CNGバス、優良ハイブリッドバス、電気自動車バス	一般乗合旅客自動車運送事業者	車両本体価格の8分の1又は通常 車両価格との差額の4分の1
山口県		燃料電池自動車導入促進補助金	燃料電池自動車	燃料電池自動車の購入費補助に係る事業を行う市町	市町が、燃料電池自動車購入者に対して補助した金額の1/2以内(限度額50万円)
	周南市	燃料電池自動車等普及促 進補助金	1. 毎年度、3月23日までに新規 購入、新車登録された燃料電池自 動車 2. 主として市内を走行する車両	しくは事業所を有する個人、法人	国の定めたクリーンエネルギー自動車導入促進補助金(業務実施細則)で定める定価と基準額との差額の3分の1相当額(上限100万円)
山口県	防府市	防府市地球温暖化対策施設等整備資金利子補給金	山口県地球温暖化対策施設等整備 資金の融資を受けて地球温暖化対 策施設(省エネ改修、燃料設備の 転換、低公害車の導入等)の整毎 年度、予算の範囲内で利子補給金 を交付する。 ※低公害車(電気自動車、ハイブ リッド自動車、大がス自動車、メタ ノール自動車、LPG自動車)	中小事業者	取扱金融機関に対して支払った利子(遅延利子を除く。)のうち年利1.9パーセント又は約定利子の年利率のいずれか低い方の割合で計算した額。
徳島県		燃料電池自動車普及促進事業補助金	燃料電池自動車	県内に事務所若しくは事業所を有する法人(国及び地方公共団体を除く) 又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校の設置者。	燃料電池自動車の購入価格と標準車両購入額の差額の1/3以内。 ※ただし、燃料電池自動車の購入価格と標準車両購入額の差額から 国、市町村及びその他団体の交付する補助金等の受給金額を差し引いた額と100万円を比較し、低い方の額を上限とします。 ※車の購入に限ります。(平成28年3月31日までに納車が見込めるもの)
		水素ステーション設備設 置補助金	移動式水素ステーション(水素供 給設備)	県内に事務所若しくは事業所を有する法人(国及び地方公共団体を除く)のうち、県内で水素供給設備を運用する者で、一般社団法人次世代自動車振興センターの補助金交付決定を受けている者。	 ・水素供給設備及び補助車両 補助対象事業費の1/4以内 (補助上限9,000万円) ・水素供給設備に附帯する設備 補助対象事業費の1/2以内 (補助上限3,000万円)

	府県・ 町村名	補助制度の名称	補助対象 (車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
香川県	高松市	太陽光発電システム等設 置費補助制度	電気自動車またはプラグインハイ ブリッド自動車の充電および当該 電気自動車等から住宅への電力の 供給を行うシステム。	次の条件を全て満たし、太陽光発電システムと併設する者。 ①本市の区域内に住所を有すること ②自らの住居等の用に供する建築物(一部を事務所、事業所、店舗その他これらに類する用途に供するものを含む)を本市の区域内に有すること ③市税を滞納していないこと	【補助額】一律5万円
愛媛県		優良産業廃棄物処理業者支援事業費補助金	総重量2.5 t 超のもの 内燃機関を有する自動車で併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車が保る自動車が発音証に当該自動車が沿っているもの(外部からの充電が可能なものであり、かつ、当該自動車の自動車検査証に当該自動車がブラグインハイブリッド自動車であることが記載されているもの(プラグインハイブリッド自動車を除く)	県内に所在する事業所等を対象組 織として低公害車輌を新たに購入 又はリースする産業廃棄物収集運 搬業者	(補助対象経費) 低公害車輌価格と通常車輌価格の 差額 ・2 t 車 780,000円(最大積載量 (減トン前) 4 t 未満) ・4 t 車 2,697,000円(最大積 載量(減トン前) 4 t 以上) (補助率) 補助対象経費の1/8以内 (補助限度額) 補助限度額は車輌本体価格又は リース価格の1/4以内
			ただし内燃機関に軽油を用いる自動車のうち、車両総重量が3.5tより大きいものにあっては、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準(平成21年排出ガス基準)に適合する自動車(低排出ガス優良車)に限る。		
愛媛県	愛南町	新エネルギー等導入促進 補助金	クリーンエネルギー自動車(電気 自動車・プラグインハイブリット 車・クリーンディーゼル車)	町民	補助対象機器購入費から国その他の補助金の収入額を控除した額の10分の1以内又は10万円のいずれか低い額
福岡県		福岡県水素ステーション 整備費補助金	県内に設置される水素ステーションの整備に要する経費	事業者	定額、上限4,400万円
	福岡市	福岡市次世代自動車普及促進事業補助金	1)電気自動車・プラグインハイ ブリッド自動車の導入・リース 2)一般の利用に供する急速充電 設備の設置	1) 市税の滞納がなく、 ①市内に1年以上在住する個人 ②市内に事業所又は事務所を有する事業者 ③①の個人または②の事業者に リースするリース業者 2) 市税の滞納がない、駐車場の 管理又は保有者	1) 1台あたり車両本体価格の 5%以内、上限10万円 2) 1基あたり本体及び工事費の 1/3または1/2以内、上限50万円
		福岡市低公害車普及促進 事業費補助制度	低公害車(バス) ※CNGバス、優良ハイブリッド バス、電気自動車バス	一般乗合旅客自動車運送事業者	通常車両本体価格との差額の1/4
	北九州市	北九州市燃料電池自動車 導入補助金	燃料電池自動車(FCV)の購入	市内に事業所が所在する法人であること、又は前記法人に貸与する リース事業者	一般社団法人次世代自動車振興センターが定めるクリーンエネルギー自動車等導入補助金交付規定に基づき算出する補助金交付額に2分の1を乗じた額とし、1台あたり100万円を限度とする
福岡県	久留米市	事業所グリーン・エコ推進事業費補助金	電気自動車、ハイブリッドカー、アルコール燃料車、天然ガス車、L Pガス車、及び内燃機関を有する四輪自動車のうち、2005年(平成17年)排ガス基準の75%以上低減し、かつ2015年度(平成27年度)燃費基準のプラス25%以上を達成している車	下記の両方を満たす事業所 ・事業所グリーン・エコ推進事業 に登録し、ポイントを貯めてい る事業所 ・市内に事務所または事業所を有 する、市税を滞納していない方	補助対象経費の5分の4で、20万円を限度。 (ただし、1ポイント1円換算とします。)
	行橋市	次世代自動車等導入補助	プラグインハイブリッド自動車、電 気自動車、燃料電池自動車の購入	個人(市民)、法人	車両本体価格の3%、5% 1台あたり上限(10万円、15万円)
	西海市	西海市地球温暖化防止对 策導入支援事業補助金	車」とは、西海市内に使用の本拠を置く、搭載された電池によって 駆動される電動機を原動機とする 自動車で道路運送車両法(昭和26 年法律第185号)第58条に規定す る自動車検査証に該当自動車の燃	を満たす者とする。 (1) 個人の場合は、市内に1年 以上在住する者。法所又は 市内に1年以上事業所又契 市内に1年以上事態を まり車両購入する場合にある より車両購入する場合にある まである場合は、当該車両の所有権を にある場合と。リース にある場合と。リース に割して (2) 市内に保管場所がある (3) 市税に滞納がない者 (4) 購入を使用状況の調査等 に協力ができる者 (5) 使用する電気自動車には、	補助金の額は、国の補助金相当額の2分の1以内の額とする。 補助金の額は、15万円を上限とする。

都道府 市区田		補助制度の名称	補助対象 (車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率:補助限度額等
福岡県	西海市	西海市地球温暖化防止対 策導入支援事業補助金	輔助金の対象となら、 「電気各すは関係を 「電気各すは関係を 「電気各すは関係を 「電気色ないる。 「電気色ないる。 「電影」」とは、一電情で 「電器とで、のとない。 「電器」」と電源を に充で一の でのものものものものものもの。 「電器」」を に充で一のものものものものものものものものものものものものものものものものものものも	を満たす者とする。 (1) 個人の場合は、市内に1年 以上在住する者。法人の場合は 市内に1年以上事業所又は事務所 を有する者	補助金の額は、次に掲げる額とし、太陽光発電設備で発電した、関光発電設備で発電した百円を注無せする。(1) 普通充電器は、充電設備機器本体のみの金額(消費税を抜いた額をいう。)の10分の1以内の額とする。この場合において、する。(2) 急速充電器は、国の補助金の額の上限額の10分の1以内の額とする。の場合において、計算額の10分の1以内の額とする。この場合において、計算をの場合において、対策をの場合において、対策をの数では、9万円とする。
鹿児島県		鹿児島県屋久島電気自動車普及促進支援事業補助金	電気自動車の導入・リース	(1) 屋久島に居住している個人 (2) 屋久島に事業所を有してい る法人及び個人事業者 (3) (1),(2) に該当する者に電気 自動車を貸与するリース事業者	ン車車輌本体価格-国の補助金額
	鹿児島市	電気自動車普及促進事業補助金	新たに購入する乗車定員4人以上 の電気自動車 (新車に限る)	自ら使用する目的で購入し、補助 金交付申請日及び交付日に鹿児島 市内に住所を有している個人又は 事業所を有し、当該車両の使用の 本拠を市内に置く法人で市税を滞 納していないこと。	※一個人または法人につき、一年
	נן ו המט לאנו	環境対応車普及促進対策事業補助金	新たに購入又はリースする天然ガストラック、ハイブリッドトラック (新車に限る)	自ら使用する目的で購入し、補助 金交付申請日及び交付日に鹿児島 市内に事業所を有し、当該車両の 使用の本拠を市内に置く法人(民間に限る)又は個人事業者で市税 を滞納していないこと。	※一事業者につき、一年度に5台
鹿児島県	薩摩川内市	地球にやさしい環境整備事業補助金	●クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金に応募し、採択事業者から補助金の交付確定担 担書を受領したもので、超小型モビリティ、乗車定員4人以上である初年度登録した電気自動車およびブラグインハイブリッド自動車	薩摩川内市に住所を有する方	●プラグインハイブリッド自動車 又は電気自動車 国の補助額の1/3の額(1,000円 未満切捨て)で、上限額30万円 ●超小型モビリティ 国補助金の額と同額、上限7万円
			●電気自動車等充電設備であって、次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金の補助事業者が実施する補助事業の対象となっているもの		入費及び設置工事費等に係る経費 の1/3の額(1,000円未満切捨て) で、急速充電器は50万円、普通充 電器は15万円を限度
	霧島市	霧島市低公害車導入費 補助金	ンターのクリーンエネルギー自動	有することになった日から 1 年以	入費補助金の額が10万円以上100

●融資制度

●融負制度					
	 苻県・ 町村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率·融資限度額 ·融資期間等
北海道		中小企業総合振興資金 (ライフステージ対応資金 ステップアップ貸付 (政策サポート))	環境への負荷を低減させる施設等 (次世代自動車、低公害車、燃料 供給施設等)を導入するための事 業資金	道内の中小企業者等	融資限度額 1 億円 融資利率 ・固定金利 3 年以内 年1.2% 5 年以内 年1.6% 10年以内 年1.8% ・変動金利 1.2%(※) (※融資期間 3 年超の場合に限る) 融資期間 10年以内 資金使途 事業資金
北海道	苫小牧市	中小企業環境保全施設資金	低公害車(電気自動車、ハイブ リッド車、天然ガス車、LPガス 車等)の導入経費及びその燃料供 給施設設置経費	市内中小企業者	○設備資金·移転資金 1 件3,000万円以内 融資利率 年1.1% 融資期間 10年以内 (据置 1 年以内) ○低公害車導入資金 1 企業2,000万円以内 融資利率 年1.1% 融資期間 10年以内 (据置 1 年以内)
	旭川市	旭川市中小企業振興資金 「経営革新・販路拡大等 支援融資」	省エネルギーに資する施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を軽減させる施設等を導入するための事業資金(例:低公害車の導入,燃料供給施設の設置)	市内の中小企業者等	融資限度額 2.000万円 融資利率 5年以内 年1.9%, 7年以内 年2.2% 融資期間 7年以内 (据置 1年以内) 信用保証料補助 50% 利子補給 年1.0%相当額
宮城県		環境安全管理対策資金	宮城県内に事業所を有する中小企 業者等	自動車の排出ガスによる大気汚染 の改善を図るため事業用の低公害 車を購入又はディーゼル微粒子除 去装置等を導入する者	融資限度額 5,000 万円
宮城県	仙台市	地域産業活性化融資 (環境保全促進資金)	①事業用の電気自動車等の低公害 車の導入 ②ディーゼル車の排出ガスによる 大気汚染の防止を図るための装置 の装着	中小企業者及び事業協働組合	融資限度額 1億円 利率 1.0% 返済期間 12年以内
福島県		福島県環境創造資金融資制度	①低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリット自動車)(新車購入に限る。)②電気自動車用充電設備、天然ガス自動車用燃料供給設備、メタノール自動車用燃料供給設備。③ディーゼル車に対するディーゼル微粒子除去装置の装着。④その他知事が特に必要と認める施設	①県内に工場又は事業場を有し、引き続き同一の事業を1年以上営んでいる ②中小企業者、組合取は農業を営む方であって ③自己資金のみでは、環境保全施設等の整備などの環境保全対策を行うことが困難であると認められる方	
茨城県		環境保全施設資金融資制 度	低公害車の導入	中小企業者 (県内で同一事業を1年以上営ん でいる者)	融資限度額 2,500万円 融資利率 年2,3~2,5% (*信用保証付き:年1.8~2.0%) 利子補給 無し 融資期間 7年以内
栃木県		環境保全資金	電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車 等 上記に係る燃料等供給設備(ガソリン、ディーゼル、LPガスを除く)	中小企業者又は中小企業団体で、知事が融資を必要と認めたもの	融資利率 1.6% 融資限度額 所要経費の90%以内、100万円 以上 1 億円以下 融資額が1,000万円以上の場合 10年以内 融資額が1,000万円未満の場合 7年以内
栃木県	宇都宮市	環境保全対策資金	車、プラグインハイブリッド自動	年以上現在の事業を営んでいる中 小企業又は中小企業者の事業共同 組合等で、法人にあってはその商 業登記を、個人にあっては市内で	
群馬県		群馬県環境生活保全創造 資金 (低公害車導入整備資金)	電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車又は低公害車用燃料供給設備		融資利率:保証付き責任共有制度 対象外年1.5%以内 保証付き責任共有制度対象年 1.6%以内 保証なし年1.9%以内 融資限度額:1億円 融資期間:10年(うち据置1年) 以内

都道施市区區	 守県・ JT村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率·融資限度額 ·融資期間等
群馬県	高崎市	環境改善資金	事業用低公害車(天然ガス車、電 気自動車、ハイブリッド車など) 購入資金(乗用車を除く。)	中小企業者(個人・会社)中小企業団体(法人格のある方)	融資限度額 ・設備資金 1 億円 ・運転資金 2,000万円(両資金あわせて 1 億円) 融資利率 ・年1.3 %以内(信用保証付は 0.9%以内) 融資期間 ・設備資金10年以内(融資後 2 年 以内据置可) ・運転資金 8 年以内(融資後 2 年 以内据置可)
埼玉県		埼玉県環境みらい資金融 資	①電気自動車用急速充電設備の設置 ②天然ガス自動車用充てん設備の 設置	業者、個人事業主、中小企業組	【融資限度額】 1億5,000万円 (10万円以上・10万円未満切り捨て) (配資利率】 年0.50%(0.20%)以内・固定金利 ※()内は信用保証を付した場合 【返済期間】 融資額が3,000万円超の場合:10 年以内(大企業は7年以内) 融資額が3,000万円以内の場合:7年以内
千葉県		環境保全資金 (中小企業振興資金)	貨物車・バス・乗用車・電気自動 車等)の導入	中小企業者等の方であって、環境 保全に資するものとして県が認定 した事業に要する資金を必要とす る方。	【融資利率】 年1.6%~年2.2% 【融資限度額】 5 千万円以内 【償還方法】 割賦償還(据置期間 1 年以内)
千葉県	千葉市	環境経営応援資金	1低公害車の購入 2低公害車用燃料等供給施設の設 置	中小企業者で下記条件のいずれかを満たす者 (1)「干葉市地球環境保全協定」又は「環境の保全に関する協定」」を締結し、所定の計画書を提出している者 (2)ISO14000、エコアクション 21、エコステージ、KES、グリーン経営認証のいずれかの認証を取得している者 (3)市が環境改善に資すると認める設備を導入するための資金を必要とする者	【融資利率】 1 年以内 年1.6%以内 3 年以内 年2.0%以内 5 年以内 年2.0%以内 7 年以内 年2.0%以内 7 年以内 年2.5%以内 10年以内 年2.5%以内 15年以内 年2.7%以内 [融資限度額] 2 億円 [融資期間] 設備 15年以内 (据置1年以内) [利子補給率] 年1.1%
東京都		あっせん	指定低公害・低燃費車への買換え 指定低公害・低燃費車への買換え	個人事業者	・融資利率:受付時の長期プライムレート以内 ・融資限度額:1億円/1企業 ・融資期間:7年以内 ・補助率 利子補助:1/2 信用保証料補助:2/3 ・融資利率:受付時の長期プライムレート以内 ・融資限度額:1億円/1企業 ・融資期間:7年以内 ・補助率 利子補助:1/2 信用保証料補助:2/3
	千代田区	地球温暖化·環境対策特 別資金	から低公害車への買替	区内に本店登記(法人)または主たる事業所(個人)を有しており、 区内で引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業者。事業税・住民税を完納していること。東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。	12.13117221111313
東京都	中央区	中央区商工業融資 設備資金(公害)	低公害車の導入・アスベスト除去 等公害防止にかかる設備資金	中央区内の同一場所で同一事業を 営んでいる中小企業者・法人の場合は中央区に登記のある中小企業 者・税金を滞納していないこと・ 保証協会の対象業種。該当の事業 者が公害防止設備を導入する場合	借受人融資利率: 年0.4%(※0.3%)、限度額3,000万円、返済期間9年以内(据置6か月を含む)、保証料補助全額※中央区版二酸化炭素排出抑制システム認証取得事業所等、優遇利率適用事務所に対して負担利率を軽減
	港区	環境対策融資	①東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に該当する車両等(乗用車は対象外) ②急速充電設備・普通速充電設備 設置費用	中小企業者	融資限度額 : 2,000万円以内 本人負担額 : 0.1% 貸付期間 : 7年以内

都道和市区町	 守県・ J村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率·融資限度額 ·融資期間等
	新宿区	環境保全資金	東京都指定の低公害・低燃費車購 入のための設備資金	区内中小企業者	融資限度額 500万円 融資利率 年2.1%以下 利子補給 年1.4%以下 借受者負担金利 年0.7%以下 融資期間 5年以内 (うち据置期間 6か月以内)
	文京区	地球温暖化等環境対策資金	東京都の指定する低公害車の購入、既成の自動車に東京都の指定する公害を防止する設備を設置	区内事業者(条件あり)	融資限度額:1500万円(代表者が 区民の場合1800万円) 契約利率:年1.9% 利子補給:年1.5% 実質利率:年0.4% 返済期間:84か月(7年)以内 元金据置6か月以内を含む
	台東区	環境改善資金	「九都県市指定公害車」に認定された事業用エコカーの購入または 買い替え		融資限度額 1,500万 融資利率 2.2%以内 利子補助 1,9%以内 (信用保証料 全額補助) 返済期間 700万円以内 7年
	江東区	環境保全対策資金	(1)電気自動車 (2)天然ガス自動車 (3)ハイブリッド・プラグインハ イブリッド自動車 (4)東京都指定公害車であること。 (中古車を除く)	中小企業(事業者・個人)	融資額1.250万円以内 年利2.1%のうち本人負担1.0% (区 補助1.1%) 信用保証料補助 返済期間は6年以内(措置期間 12ヶ月を含む)
	品川区	品川区融資あっ旋環境対 策資金	低公害車の導入	区内中小企業者および個人事業者	融資限度額 1,500万円 融資利率 年 1.9% 利子補給 年 1.6% 借受者負担金利 年 0.3% 融資期間(うち据置月数) 7年 以内(6か月) 保証料補助率 2/3
		中小企業資金融資	融資あっせん申込日に、九都県市 あおぞらネットワーク指定する低 公害車の購入(中古は対象外)	区内中小企業者(条件あり)	融資限度額 2,000万円以内 融資利率 1.8%以内 利子補給 0.8% 借受者負担金利 1.0%以内 融資期間 7年以内(措置6ヶ月 含む)
東京都		小規模企業資金融資			融資限度額 1,000万円以内 融資利率 1.8%以内 利子補給 1.4% 借受者負担金利 0.4%以内 融資期間 7年以内(措置6ヶ月 含む)
	目黒区	小口零細企業資金融資			融資限度額 1.250万円以内(信用 保証協会の保証付融資の残高を合 わせて1.250万円の範囲内) 融資利率 1.8%以内 利子補給 1.4% 借受者負担金利 0.4%以内 融資期間 7年以内(措置1年含む)
		工業近代化資金融資	自動車 No x・PM法の規制対象 ディーゼル車(乗用車を除く)の 低公害車への買換え		融資限度額 3,000万円以内 融資利率 1.8%以内 利子補給 1.1% 借受者負担金利 0.7%以内 融資期間 7年以内(措置6ヶ月 含む)
	大田区	大田区中小企業融資あっせん制度「公害防止資金」	所が区内であること、自動車検査	大田区内に住所(法人の場合は登記上の本店所在地)または主たる事業所を1年以上有し、同一事業を原則として同一場所で引き続き1年以上営んでいること)等	融資利率(上限) 年2.00%
	世田谷区	世田谷区 中小企業融資あっせん制度 省エネルギー対策資金	エコカー(EV車・ハイブリッド車・LPG車・CNG車) 9 都県市あおぞらネットワーク指定公害車(EV車と合わせて購入・設置する充電設備を含む)	区内中小企業者(法人、個人) ※条件、審査あり	限度額:2,000万円以内 融資利率:年2.2% 本人負担:年0.3% 利子補給:年1.9% 返済期間:7年以内(据置6か月 以内を含む)
	渋谷区	渋谷区中小企業事業資金 融資あっせん制度(低公 害車特別資金)	車、天然ガス車、ハイブリッド車、 低排出ガス認定車、国の排出ガス	区内に主たる事業所及び本店の登記を有し、区内で同一事業を一年以上営んでいる法人又は個人。ただし区内に引続き一年以上住所を有し、区外に事業所を有する個人事業者を含む。	融資利率:年1.7% 利子補給:年1.3% 借受人負担金利:年0.4%

都道M 市区田	対果・ T村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率·融資限度額 ·融資期間等
	荒川区	荒川区中小企業融資制度 (環境保全対策融資)	低公害車の購入に要する経費	中小企業者	融資限度額 1,500万円 融資率 年利 1,9% (本人負担0.9 区負担1.0) 信用保証料 区全額負担 返済期間 7年以内
		地球温暖化等環境対策特別貸付	低公害車 (1) 電気自動車 (2) 天然ガス自動車 (3) ハイブリッド車 (4) 九都市県あおぞらネットワー	区内中小企業者 個人事業者	利用者負担金利 0.2% 貸付限度額 設備500万円 貸付期間 7年以内(据置期間6 か月以内を含む)
	練馬区		クで指定する低公害車 (5) 燃料電池車		※営業用普通車両の設備資金上限は250万円。 ※個人タクシーの車両購入の設備資金上限は400万円。貸付期間は4年以内。
					信用保証料に対する補助について は、支払った信用保険料の半分を 区が補助する。
	葛飾区	環境・省エネルギー対策 資金融資	低公害車の導入資金 ●東京都指定低公害車の購入費 (買換に限る) ハイブリッド自動車、電気自動 車、天然ガス自動車、メタノール 自動車など ●上記車両用の燃料供給設備の導 入費(供給燃料は、電気・天然 ガス・メタノールに限る。)	業、個人事業者	 融資利率:2.1% ・融資限度額:2,000万円 3.5.7ナンバーの車両(タクシーは)除く)は1台につき500万円が融資申込額の上限。 ・融資期間:8年以内 ・補助率利子補給:1.6%信用保証料補助:30万円
東京都	江戸川区	経営向上資金融資	営業用車両(いわゆる緑ナンバー) 又は貨物車、事業用特殊車両(1、 4、8、9ナンバー)であり、東京都が指定する特定低公害・低燃 費車等の導入経費 ※原則として、新車の購入が対象	んでいる中小企業者	
	青梅市	青梅市中小企業振興資金 等融資(設備資金)	DPFおよび車両購入	中小企業者および団体	設備資金の限度額2,000万円 設備期間10年以内 利率1.5%以内 利子補給0.6%以内
		小金井市小口事業資金融 資あっせん制度	地球温暖化対策や公害防止対策等 の快適環境実現のための、営業用 の低公害車両の購入		限度額 : 200万円 融資利率 : 1.975% 利子補給 : 1.175% 借受人負担金利: 0.8% 融資期間 : 7年以内
	小金井市				*平成27年10月現在 *融資利率、利子補給、借受人負担金利は変動性 参照 URL: http://www.city.koganei.lg.jp/kakuka/shiminbu/keizaika/info/yuushiassen.html
	羽村市	中小企業環境配慮事業資金融資制度	ハイブリッド、クリーンデイーゼル、天然ガス自動車、電気自動車、燃料電池自動車	中小企業基本法における中小企業者	限度額1,000万円、償還期間7年(84回)以内<据置6ヶ月含む>、 償還方法元金均等月賦返済、 利率1.6%(本人負担0.64%)、利 子補給年利0.96%
神奈川県		神奈川県中小企業制度融資フロンティア資金	①最新規制適合車への買換え、九 都県市指定低公害車の購入 ②電気自動車や燃料電池自動車及 び電気自動車の充電設備	んでいる中小企業者又は協同組合	融資利率 年2.1%以内(固定) 融資限度額 8000万円(協同組合 等は1億2000万円) 融資期間 設備資金:1年超10 年以内
	横浜市	横浜市中小企業融資制度 環境・エネルギー対策資 金	九都県市指定低公害自動車の新車 購入	中小企業者又は協同組合	融資利率:年2.1%以内 融資額:2億円以内 融資期間:10年以内
神奈川県	川崎市	川崎市公害防止資金融資制度(低公害自動車購入 資金融資)	九都県市低公害車指定制度により 指定された自動車(ただし、乗用 車及び軽貨物車を除く事業用車に 限る。)	中小企業者又は協同組合	融資限度額 会社、個人 5,000万円以内協同組合 1億円以内協同組合 1億円以内 融資利率 融資実行時の長期プライムレート+0.1% 利子補給 融資利率の1/2相当額を補給 融資期間 300万円以下の場合は 3年以 内
					以内 *ただし、1年以内の据置期間 を含む。
	平塚市	平塚市中小企業融資制度 (地球温暖化対策資金)	四輪以上で、搭載する電池がリチウムイオン電池であり、かつ、電気自動車用急速充電器の利用が可能なもの(新車に限る)		利率:2.3% 限度額:5,000万円 期間:10年以内

都道/ 市区	府県 · 町村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率·融資限度額 ·融資期間等
	伊勢原市	環境対策資金融資制度	電気自動車等低公害車	中小企業	 融資限度額 2 千万円 融資比率 1.8%以内(保証付きの場合は1.5%以内) 融資期間 5 年以内(うち据置期間6 か月以内) 返済方法 割賦返済
神奈川県	綾瀬市	綾瀬市中小企業融資制度 経営安定資金【環境保全型】	 自動車Nox・PM法施行令第4 条に規定する指定自動車のうち 最新規制に適合する車両の購入 九都県市指定低公害車の購入 	ス業5,000万円、卸売業 1 億円) 以下、又は従業員300人(小売	融資限度額 3千万円 融資利率 年1.9%以内 返済期間 7年以内 返済方法 割賦返済(据置期間 6ヶ月以内) 補助制度 保証料の1/2以内(限 度額は10万円) - 支払利子の1/2以内 (24ヶ月以内)
新潟県		新潟県環境保全資金融資 制度	 ・電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車の購入 ・電気自動車等に充電する施設、天然ガス自動車に天然ガスを充填する施設、メタノール自動車にメタノール又はその混合物を充填する施設の設置 	県内の中小企業者である法人又は 個人	利率:1.65~.2.15% 限度額:2.000万以内 機関: 6 年以内
新潟県	新潟市	新潟市あんしん未来資金・地球環境保全資金	①低公害車の導入 (電気自動車、天然ガス自動車、 メタノール自動車、大イブリッド 自動車又は電動式フォークリフト) ②燃料供給施設の設置 (電気自動車等に充電する施設、 天然ガス自動車に天然ガスを充て んする施設及びメタノール自動車 にメタノール又はその化合物を充 てんする施設)	中小企業者等	融資限度額 5,000万円 融資利率 ・信用保証協会の保証付き 5年以内 年1.45% 5年超 年1.65% ・その他 5年以内 年1.95% 5年超 年2.15% 利子補給 年1.09% 融資期間 ・1,000万円以内 10年以内 ・1,000万円超 15年以内
		富山県立山環境配慮バス購入資金融資制度	自動車NOx・PM法の基準に適合する定員11人以上のバス又は電気バス	立山有料道路等においてバスを運行する県内のバス事業者	【融資利率】 年1.15%以内 【融資限度】 1事業者あたり5千万円以内 【償還期限】 7年以内(うち据置期間1年以内)
富山県		富山県中小企業環境施設整備資金融資制度	低公害車の購入に要する資金	県内に工場又は事業所を有し、事業を営む中小企業者に該当する者	【融資利率】 1.15%以内 【融資限度額】 •中小企業者 3千万円以内 •団体 5千万円以内 【償還期間】 7年以内
石川県		石川県地球温暖化対策支援融資制度	営業車輌への低公害車、ハイブ リッド自動車、ハイブリッドト ラックの導入など	環境マネジメントシステムに取り 組んでいる者であって、1年以上 県内に事業所を有し、引き続き事 業を営み、県税の滞納がない中小 企業者並びにその団体	融資利率 年1.60%(1.20%)
石川県	金沢市	金沢市地球温暖化対策資金融資制度	低公害車の導入及びその燃料供給施設の整備	市内中小企業者又は組合	融資限度額 2千万円 融資利率 低利固定金利 年 1.40% 償還期間 10年以内 償還方法 元金均等償還
福井県	福井市	福井市中小企業者等融資制度 制度 「省エネ・創エネ等促進 資金」	経営の効率化に資する次の1,2のいずれかの設備を導入するための事業資金1.エネルギー(燃料・熱・電気)で稼動する設備2.エネルギー(燃料・熱・電気)を創る設備(例:低燃費車の導入、エネルギー	市内の中小企業者等	融資限度額 2.500万円以内 配資期間 10年以内 (据置 1 年以内) 融資利率 保証付1.30%、 保証なし1.60% 利子補給 最初の1年間 1 / 2補助
山梨県		環境対策融資	効率の良い設備への交換など) 低排出ガス車に認定された自動車 の購入、粒子状物質減少装置の整備に要する資金	中小企業者等	保証料補給 全額補給 年利:責任共有 2.0% 負付限度額: 5.000万円 償還期間(据置期間): 7年(1年)
長野県	飯田市	新エネルギー・省エネル ギー対策資金	電気自動車 メタノール自動車 圧縮天然ガス自動車 ハイブリッド自動車	中小企業者	年) 貸付利率:年1.5% 貸付限度額:5,000万円以内 貸付期間:10年以内 据置期間:24ヵ月以内
岐阜県		岐阜県中小企業資金融資制度 新エネルギー等支援資金	「低燃費かつ低排出ガス認定車」 及び「低公害車(CNG、HV、 PHV、EV、燃料電池、水素自 動車をいう)」など及びそれらに 係る燃料供給設備(充電、ガス充 填設備に限る)	県内に事業所または工場があり、 1年以上事業を営んでいる中小企 業者または組合	融資利率:年1.3% (償還期間が 10年超の場合は1.7%) 融資限度額:運転資金:4,000万 円、設備資金 1 億円 融資期間:運転資金:7 年以内、 設備資金:15年以内 利子補給:なし 保証料補給:年0.0%~0.9%の範 囲で補給

都道M 市区田		融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率·融資限度額 ·融資期間等
愛知県		経済環境適応資金	環境負荷低減設備	中小企業者	融資限度額 1億5000万円 融資期間·利率 5年 年1.6% 7年 年1.7% 10年 年1.8%
愛知県	名古屋市	名古屋市環境保全設備資金融資	①電気自動車、ハイブリッド自動車、ブラグインハイブ 燃料電池車 東天然ガス自動車、大然がス自動車で地利車動車の購入、充電・充填設備の設置等。②ディーゼル貨物自動車等の最新排が入規制適合車への買い換え。③国土交通省等が策定した規定等で指定する低騒音型建設機械等への買い換え	(1)市内中小企業者 (2)市内中小企業団体	融資利率 年1.6% 融資限度額 (1) 1年度3,000万円 (2)6,000万円 ※①について、ハイブリッド自動車(ガソリン乗用車)及びつては1台あたり上限300万円、それ以外の自動車については1台あたり上限500万円 融資期間 7年以内(据置期間1年以内) 利子補給 支払利子額の①は全額、②③は半
	岡崎市	岡崎市環境対策資金融資 あっせん利子補給補助金 制度	低燃費車の購入(ただし、HVは トラックのみ。乗用車は対象外と する。)	県内に事業所を有し、市内におい て導入する中小企業者	額 融資あっせん限度額 1千万円 融資利率 年1.06% 返済期間 7年以内 補助金 当該融資期間内に支払う 利子相当額
三重県			①自動車NOx・PM 法に基づく 排出基準非適合車を廃車し、排出 基準適合車の買い替え ②長期規制車を廃車し、ポスト新 長期規制車へ買い換え ③使用過程のディーゼル車の天然 ガス自動車NOx・PM 法に基準適合 車とするNOx・PM 低減装置の 接着 ⑤低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、メタノール自動車、大く が、イブリッド自動車)の購入	中小企業者及び組合	融資限度額 5,000 万円 融資利率 年1,60% (協会の保証を付さない場合は、 1,65%) 貸付期間 7年以内 (据置1年含む)
滋賀県	大津市		低公害車(電気自動車、天然ガス車、メタノール車、ハイブリッド車、メタノール車、ハイブリッド車、その他排出ガスの排出量が相程度少ないと市長が認める自動車)の購入	中小事業者及び中小企業団体	【融資利率】 年1.6% 【融資限度額】 対象事業に要する 経費の80%以内で、かつ1,000万円 【融資期間等】 1年の据置期間を 含め貸付の日から10年以内 【その他】 連帯保証人2名を要 し、かつ担保の提供または信用保 証協会の保証が必要
京都府			電気自動車・プラグインハイブ リッド自動車購入、充電設備整備	中小企業者・組合	【融資利率】 年2.2%(小規模企業者、小規模組合:年1.8%) 【融資限度額】 8 千万円(中小企業者) 1 億 6 千万円(組合) 【融資期間】 10年以内
京都府	舞鶴市	中小企業地球環境対策特別融資(略称: 舞グリーン)	低公害車(事業用に限る)導入 ※電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低排出ガス認定かつ低 燃費車	市内の中小企業者	【融資利率】 年1.6% 【融資限度額】 2.000万円 【融資期間】 10年以内

都道府県 · 市区町村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率·融資限度額 ·融資期間等
兵庫県	兵庫県地球環境保全資金(最新規制適合車等購入資金)	次の(ア)から(カ)までに掲げる	県内に工場等を有し、事業を営む次の中小企業者	融資利率 1.0% 融資限度額 1台毎に設定 融資期限 10年間(2年間据置可) 利子補給 なし
和歌山県	和歌山県中小企業一般融資振興対策資金(環境保全枠) 安全・安心推進資金(エネルギー政策推進枠)	(乗用自動車除く) (非適合車からの買い替えに限る) 1.クリーンエネルギー自動車用燃料供給施設、電気自動車用充電施設、天然ガス等燃料供給施設2.クリーンエネルギー自動車、電気自動車、ハイブリッド車、天然ガスなど3.自家発電装置、蓄電池		融資限度額:5,000万円 融資利率:年1,8%以内 (保証料別途) 融資期間:10年以内 融資限度額 設備資金 1 億円 融資利率 年1.2%以内 (保証料別途) 融資期間 設備資金10年以内
島根県	島根県環境資金	※規模要件なし ○事業の用に供する低公害車購入 経費 ○低公害車用燃料供給施設・設備 の設置・改善経費	県内企業(会社、中小企業者の組 合及び個人事業者)	融資限度額: 2億円 融資利率:年1.65%又は年1.50% 融資期間: 15年以内 償還方法: 2年以内据置き、元金 均等月賦
岡山県	環境保全資金	・事業用ディーゼル自動車への ディーゼル微粒子除去装置 (DPF)等の導入に必要な資金	環境保全を行う中小企業者又は組合	= = 1 = 1 = 1
	新エネルギー導入促進資金 金	• 事業用のクリーンエネルギー自動車及び充電設備等の購入に必要な資金	新エネルギーの導入を行う中小企 業者又は組合	融資限度額 1億円 融資利率 年2.00%以内(変動金 利) 保証料率 年1.52~0.45% ※信 用保証を付ける場合 融資期間 12年以内(うち据置 2 年以内)
広島県	環境保全資金(特別融資)	(ア)電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車等の購入(イ)最新排出ガス規制基準に適合しないディーゼル貨物自動車及びバスを廃車して、それと同程度以上の最大積載量の最新排出ガス規制基準適合車への買い替え		【融資限度額】 7,000万円 【融資利率】 年1,2%以下 【融資期間】 運転資金: 7年以内 (うち据置 1年以内) 設備資金: 10年以内 (うち据置 1年以内)
福山市	福山市環境保全資金融資制度	電気自動車天然ガス自動車燃料電池自動車	中小企業者 (市内で同一事業を1年以上営ん でいる者)	融資限度額 2,000万円 利率 年1.70%以下 融資期間 7年以内 通常車両との差額で限度額以内と する。

	道府県・ 区町村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率·融資限度額 ·融資期間等
山口県		山口県地球にやさしい環 境づくり融資	低公害車(電気自動車、天然ガス 自動車、メタノール自動車、 LPG自動車、ハイブリッド自動 車、クリーンディーゼル自動車、 燃料電池自動車)※新車に限る	個人	融資限度額 500万円 融資利率 年1.7% 償還期間 5年以内
		自然エネルギー立県とく しま推進資金貸付制度	電気自動車※1,メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリットラグインン・自動車、バークリー電が開車・バークリッでに自動車※1,燃料電池費車・バー自動車※1,燃料電池費車・2の根据が出土のでは、大力がでは、大力がでは、大力がでは、大力がでは、大力がでは、大力がでは、大力がである。一次では、大力がある。	●中小企業者の方 ●県内に事業所を有し、原則とし	融資限度額: 1億円 融資利率: 1.9%以内 詳細についてはhttp://www. pref.tokushima.jp/ docs/2010112200159/に記載
徳島県			う。 ●「低排出ガス車認定制度(平成 17年度基準値)により低排出ガス車認定75%低減レベル(☆☆ ☆☆)を受けているもので、かつ平成22年度燃費基準を+10%以上達成している自動車、又はている自動車」 ●「低排出ガス車認定制度(平成17年度基準値)によりNOX及びPM10%低減レベル(☆)を受けているもので、かつ平成27年度燃費基準を達成している自動車」		
			電気自動車充電設備※3及び燃料電池自動車水素供給設備※4の導入経費 ※3経済産業省が実施する「次世代自動車充電インフラ整備補助金」の補助対象とされている上の性能・品質であるものをいう。 ※4経済産業省が実施する「燃料電池自動車用水素供給設備補助金」の補助対象とされていると関係、又はこれらと同等以よの性能・品質であるものをいう。		
愛媛県		愛媛県環境保全 資金融資制度		県内に工場又は事業場を有する中 小企業者等で 6ヶ月以上継続して 現事業を行っているもの	
高知県		高知県中小企業等融資制度 (事業環境整備促進融資 (環境保全促進))	低公害車の導入	県内において指定事業を営む中小 企業者	融資限度額 1億円 融資利率 年2.67%以内 融資期間 15年以内
福岡県		福岡県環境保全等施設 整備資金融資制度	事業の用に供する低公害車の購入・最新規制適合車への買い替え(いずれも新車購入に限る) ①低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車)の新たな購入②使用中のディーゼル自動車(貨物自動車及びバス)の廃車に伴う代替車両として車両総重量が同程度の最新規制適合車への買い替え	中小企業者又は	 融資限度額: 1企業4,000万円以内 融資利率:年1.3% 信用保証料率:年0.45~1.9%(割月制度あり) 融資期間:10年以内(融資額1,000万円未満の場合は7年以内)
		福岡県エネルギー対策 特別融資制度	水素ステーション (燃料電池自動車等に燃料として 水素を供給する設備。定置式、移動式及び水素集中製造設備を含む。) その他水素ステーション等と同等以上の効果を有すると知事が認めるもの	県内に事業所があり、 現に事業を営んでいる 中小企業者(個人、法人、組合)	 融資限度額: 1億円以内 (水素ステーションの場合は2億 円以内) ・融資期間:10年以内 (水素ステーションの場合は15年 以内) ※据え置き期間は2年以内 ・融資利率:年1.2% (融資期間が10年超の場合は1.4%) ・保障利率:0.25%~1.62%

都道M 市区田	 対果・ 打村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率·融資限度額 ·融資期間等
長崎県	長崎市	長崎市中小企業工コ資金	低公害車(燃料電池自動車、電気 自動車、天然ガス自動車、ハイブ リッド車(プラグインハイブリッ ド車含む。)、クリーンディーゼル 自動車)の購入	市内中小企業者 (市内で同一事業を1年以上営ん でいる者)	融資限度額 2,000万円 融資利率 年1,40% (固定) 融資期間 10年以内 (据置1年以内) 信用保証料 市が全額補助
熊本県		熊本県中小企業融資制度 (うち経営革新等支援資金)	・電気自動車の充電施設を設置する者又は設置工事の施工に必要な設備の導入を行う者・電気自動車を導入する者	熊本県信用保証協会の保証対象となる事業を営む中小企業者であること。	・利率 固定 年2.10%以内 ・保証料率 0.25~1.70% ・融資限度額 1 企業 5,000万円 ・融資期間 10年以内
熊本県	熊本市	熊本市中小企業新エネル ギー設備等資金融資制度		熊本市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者	融資限度額:1,000万円以内 融資期間:10年以内 融資利率:固定 年1,90%以内 保証料率:年0.45%~1,90% 市から2分の1補給
	水俣市	水俣市「くまもとグリー ン保証制度」利活用促進 補助金制度	低排出ガス社用車 (ハイブリッド・クリーンディーゼル・電気等)	熊本県信用保証協会の「くまもと グリーン保証制度」の範囲内で、 市内金融機関から融資の決定を受 け、市内に事業所を有し、市税を 滞納していない市内中小企業者。	年1.9%以内・8,000万円以内・10年以内 保証料及び3年分の利子全額補給
鹿児島県		産業おこし応援資金	融資対象者における設備資金	県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、自動車関連産業、環境・新エネルギー産業等における取引の拡大等を図ろうとするもの	 融資限度額 15,000万円 融資利率 1 年以内 年1.9% 1 年超3 年以内 年2.0% 3 年超5 年以内 年2.1% 5 年超7 年以内 年2.3% 7 年超10年以内 年2.7% 10年超 変動金利 融資期間 設備資金 15年以内 (据置36月以内) 保証料率 年0.13~1.58%
鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市中小企業融資 制度 (うち環境配慮促進資金)	事業用ハイブリッド自動車、天然 ガス自動車又は電気自動車の購入	市内に住所と事業所を有し、6月 以上事業を営んでいる個人・法人 の中小企業者	 融資限度額 3,000万円 融資利率 1年以内 年1,90% 1年超3年以内 年2,05% 3年超5年以内 年2,25% 5年超7年以内 年2,35% 7年超 年2,45% 融資期間 運転7年以内(1年据置含)設備10年以内(1年据置含) 保証料率 年0,45~1,90% 保証料補助 5分の4

●税制特例措置

	 所県・	特例を実施する税目	税制特例対象	税制特例対象者	措置内容
市区町村名			(車両・燃料供給施設等)		(軽減率・適用期間等)
栃木県	小山市	軽自動車税	100%電気駆動の車両	電気自動車の所有者	全額免税(H23~27)
		自動車取得税	燃料電池自動車(水素を燃料とするもの)、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	自動車取得税の納税義務者	【燃料電池自動車】 平成21年度から平成32年度までに 新車新規登録した場合について、 自動車取得税を課税免除。 【電気自動車及びブラグインハイ ブリッド自動車】 平成21年度から平成27年度までに 新車新規登録した場合について、 自動車取得税を課税免除。
東京都		自動車税	燃料電池自動車(水素を燃料とするもの)、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	自動車税の納税義務者	【燃料電池自動車】 平成21年度から平成32年度までに 新車新規登録した場合について、 新車新規登録時の自動車税及び翌 年度から5年度分の自動車税を課 税免除。 【電気自動車及びプラグインハイ ブリッド自動車】 平成21年度から平成27年度までに 新車新規登録時の自動車税及び、翌 年度から5年度分の自動車税及で、翌 年度から5年度分の自動車税を課
	平塚市	軽自動車税	軽自動車税の対象のうち、電気を動力とする車種で、平成23年4月 1日から平成27年4月1日までに 登録されたもの(小型特殊自動車 を除く)		軽減率:全額免除 適用期間:平成23年度から27年度 までの5年間
	大和市	軽自動車税	電気を動力とする車種	平成21年4月1日現在において登録されているもの及び平成21年4月以降に新規登録されたもの	全額(100%)減免減免期間は平成21年度から平成27年度まで
	伊勢原市	軽自動車税	電気のみを動力源とする軽自動車等	個人及び法人	免税毎年申請を要する平成27年度までの措置
	綾瀬市	軽自動車税	電気自動車(軽自動車税)	電気自動車(軽自動車)を導入するもの	軽減率: 100% 適応期間: 平成23年~27年の5年 間
	大磯町	軽自動車税	電気自動車(軽自動車)	電気自動車(軽自動車)を導入するもの	減免額:軽自動車税の全額 減免期間:平成26年度から2年間
神奈川県	大井町	軽自動車税	電気自動車(原動機付自転車、軽 自動車、小型特殊自動車及び2輪 の小型自動車のうち電気を動力源 とするもの)	個人、法人(いずれも1年以上町内に在住しているもの)	電気自動車にかかる軽自動車税の全額免除。免除期間は平成23年度課税分から5年間。
	松田町	軽自動車税	所有者	電気自動車(軽自動車)を導入す る者	滅免額:100%免除 適用期間:平成23年度から5年間 (平成27年度まで)
	箱根町	軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車のうち、電気を動力源とするもの。 ※ただし、小型特殊自動車は除く	対象車両を導入するもの(既購入 者を含む)	軽減率:100%免除 適用期間:平成28年度(平成28年 4月1日登録分)まで 免除期間:初年度登録時より3年 間
	真鶴町	軽自動車税	電気自動車	所有者	減免(平成27年度まで)
	湯河原町	軽自動車税	電気のみを原動力とする軽自動車 等	対象車両に係る軽自動車税の納税 義務者(個人・法人)	軽減率:全額免除 措置期間:平成26年度~平成30年 度(毎年度申請が必要)
	清川村	軽自動車税	電気自動車 ※電気のみを動力とする原付、軽 自動車及び二輪の小型自動車	電気自動車を所有する個人及び事 業者	軽減率:100%免除 適用期間:平成27年度から平成31 年度(毎年申請が必要)
新潟県		自動車税	平成26年4月1日から平成28年3 月31日までの間に新車新規登録 (中古車は除く)された電気自動 車及びプラグインハイブリッド自 動車	自動車税の納税義務者	新車新規登録年度のみ 電気自動車:全額免除 プラグインハイブリッド自動車: おおむね50%免除
		自動車取得税	平成26年4月1日から平成28年3 月31日までの間に新車新規登録 (検査)された電気自動車及びプ ラグインハイブリッド自動車	自動車取得税の納税義務者	電気自動車:全額免除 プラグインハイブリッド自動車: おおむね50%免除
新潟県	柏崎市	軽自動車税	新規検査を受けた電気自動車、プラグインハイブリット自動車	納税義務者	新規検査を受けた年度の翌年度 (4月1日の場合は当該年度)から 電気自動車:全額免除 プラグインハイブリッド自動車: 半額免除

都道府県 · 市区町村名	特例を実施する税目	税制特例対象 (車両・燃料供給施設等)	税制特例対象者	措置内容 (軽減率・適用期間等)
愛知県	自動車税	平成24年1月1日から平成29年3 月31日までの間に新車新規登録を 受けた電気自動車、プラグインハ イブリッド自動車及び燃料電池自 動車	納税義務者	・平成24年1月1日から平成24年3月31日までに新車新規登録を受けたもの平成24年度からの5年度分を全額の保険・平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けたもの新車新規登録を受けたもの新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から5年分を全額免除
受知県	電気軽自動車減税	平成27年4月1日から平成28年3 月31日までに最初の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車で、排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さいもの		グリーン化特例(平成28年度のみ)(1)電気自動車・天然ガス軽自動車・天然ガス軽自動車・不然ガス軽自動車(平成21年度排出ガス基準10%軽減)
豊田市	电风牲口到半视机	成元別家となるのは、以下の安片 を満たす軽自動車等 ①電気のみを動力源とする軽自動車(二輪車を除く)およびミニカー であること ②自ら使用する目的で新車登録された車両であること ③平成26年4月2日から平成29年 3月31日までに新車登録されたも のであること	III八、	②減免期間 新車登録後、初めて課税される年度から3か年 全部(10/10)減免
三重県四日市市	軽自動車税	電気のみを動力源とする軽自動車等	同左の納税義務者	軽減率:100%軽減 適用期間:平成23年度から平成27 年度まで
京都府	自動車取得税	電気自動車、プラグインハイブ リッド自動車及び燃料電池自動車 の取得(平成26年4月1日から平 成29年3月31日までに新車新規登 録(検査)を受けた際の取得に限 る)	の取得者(売主が所有権を留保し	【軽減率】 100%(課税免除) 【適用期間】 初度登録時
S. NP/13	自動車税	電気自動車、プラグインハイブ リッド自動車及び燃料電池自動車 (平成26年4月1日から平成29年 3月31日までに新車新規登録を受けたものに限る)	の所有者(売主が所有権を留保し	【軽減率】 約25% 【適用期間】 初度登録の翌年度及び翌翌年度
京都府 京都市	軽自動車税	電気自動車(四輪以上の軽自動車)	所有者(ただし所有権留保の場合 は使用者)	軽減率 全額免除 適用期間:平成22~27年度分 (ただし、平成27年分については、 平成26年4月2日から平成27年4 月1日までに新規検査された車両 に限る。)
広島県	自動車税	平成24年4月1日から平成26年3 月31日までに新車新規登録された クリーンディーゼル乗用車(平成 21年排出ガス基準適合)	納税義務者	軽減率 通常の税額より概ね50% 軽課 適用期間 新車新規登録の翌年度

都道府県・ 市区町村名		特例を実施する税目	税制特例対象 (車両・燃料供給施設等)	税制特例対象者	措置内容 (軽減率・適用期間等)
福岡県		不動産取得税	グリーンアジア国際戦略総合特区 の特定国際戦略事業 として認定された水素ステーショ ンに係る建物及び その敷地である土地	事業者	軽減率:課税免除適用期間:対象となる建物に 不動産取得税が課税 される時期
長崎県	長崎市	軽自動車税	電気を動力源とする軽自動車等 で、内燃機関を有するもの以外の もの	事業者及び個人	軽減率:全額減免 適用期間:1年間(毎年申請)
	大村市	軽自動車税	電気を動力源とする軽自動車	事業者及び個人 (納税義務者)	軽減率:全額 適用期間:申請時より1年間(毎 年申請)
大分県	中津市	軽自動車税	以下に掲げる環境負荷の少ない軽自動車の取得 ①電気軽四輪自動車 ②可燃性天然ガスまたは液化石油ガス軽四輪自動車 ③メタノールまたはメタノールとメタノール以外のものとの混合物を燃料とする軽四輪自動車 動車・ジプラグインハイブリッド軽四輪自動車・ジプラグインハイブリッド軽四輪自動車・影平成17年排出ガス基準75%以上を低減し、かつ、平成27年度燃費基準のプラス25%以上を達成している軽四輪自動車	左記車両の納税義務者	減免率100% (申請により最大2年度分減免) 適用期間 平成25年度から平成27年度課税分 ・平成24年4月2日~平成25年4月1日新車登録分、平成25、26年度課税分が減免対% ・平成25年4月2日~平成26年4月1日新車登録分、平成26、27年度課税分が減免対象
宮崎県		自動車税	平成26年4月1日から平成28年3 月31日までに新車新規登録された 電気自動車、燃料電池車、プラグ インハイブリッド車、クリーン ディーゼル乗用車、天然ガス自動 車	納税義務者	税率を概ね50~75%軽減(新車新規登録の翌年度1年間)